

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（第9回）  
（書面開催）

配布資料一覧

令和4年9月2日（金）

配付資料：

- 資料1 特定技能外国人制度の一部改正について
- 資料2 制度の一部変更に伴うお願い
- 資料3 特定技能制度の運用状況（令和4年6月末時点）  
（出入国在留管理庁提供資料）
- 資料4 令和4年度の製造分野特定技能1号評価試験
- 資料5 令和4年度の特定技能外国人材（製造業）受入れセミナー
- 資料6 製造業における特定技能外国人材受入れ事例

# 特定技能外国人材制度（製造業分野）の 制度改正について

2022年8月

経済産業省

# 1. 受入れ見込数（5年間の上限）の見直し

- 制度の運用開始から3年4か月が経過したところ、コロナ禍という特異な状況が経済情勢の変化を生じさせ、**全12分野**において受入れ見込数と実態の乖離が進んでいることを受け、全体の見込数を変更しない範囲で、**受入れ見込数（令和6年3月までの上限）の再精査を実施**しました。
- 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野（製造業分野）については、コロナ禍の影響を受けて業界の需要が拡大し、特定技能外国人の受入れが大幅に増加したことを踏まえ、**当初の31,450人から、18,300人増の、49,750人に引き上げることを閣議決定**しました。

## 全分野の受入れ見込数（上限）の見直し

	介護	ビルクリーニング	製造	建設	造船・舶用	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品製造	外食	全体
在留者数 (R4.4時点)	8,484	946	15,034	7,149	2,258	1,050	70	140	9,692	891	25,138	2,660	73,512
充足率	14.1%	2.6%	47.8%	17.9%	17.4%	15.0%	3.2%	0.6%	26.6%	9.9%	73.9%	5.0%	21.3%
現行の受入れ見込数	60,000	37,000	31,450	40,000	13,000	7,000	2,200	22,000	36,500	9,000	34,000	53,000	345,150
見直し後の受入れ見込数	50,900	20,000	49,750	34,000	11,000	6,500	1,300	11,200	36,500	6,300	87,200	30,500	345,150

## 2. 業務区分の統合（1 / 3）

- これまで業務区分が19区分に分かれており、業務範囲が限定的でした。
- 現場の多能工化のニーズを受け、現場の実態に沿った制度となるよう、技能の関連性と業務の連続性を考慮し、**3区分に統合する**変更を行います。

旧 19業務区分

鋳造	機械検査
鍛造	機械保全
ダイカスト	電子機器組立て
機械加工	電気機器組立て
金属プレス加工	プリント配線板製造
鉄工	プラスチック成形
工場板金	塗装
めっき	溶接
アルミニウム陽極酸化処理	工業包装
仕上げ	



統合後の区分

新区分（旧区分の対応関係）	業務の共通性
<p><b>①機械金属加工</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鋳造</li> <li>・ ダイカスト</li> <li>・ 金属プレス加工</li> <li>・ 工場板金</li> <li>・ 鍛造</li> <li>・ 鉄工</li> <li>・ 機械加工</li> <li>・ 仕上げ</li> <li>・ プラスチック成形</li> <li>・ 溶接</li> <li>・ 塗装</li> <li>・ 電気機器組立て</li> <li>・ 機械検査</li> <li>・ 機械保全</li> <li>・ 工業包装</li> </ul>	<p>素形材製造や機械製造に必要な材料、工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づく、加工技能及び安全衛生等の点で関係性が認められる</p>
<p><b>②電気電子機器組立て</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械加工</li> <li>・ 仕上げ</li> <li>・ プラスチック成形</li> <li>・ 電気機器組立て</li> <li>・ 電子機器組立て</li> <li>・ プリント配線板製造</li> <li>・ 機械検査</li> <li>・ 機械保全</li> <li>・ 工業包装</li> </ul>	<p>電気電子機器や部品、工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づく、加工技能及び安全衛生等の点で関係性が認められる</p>
<p><b>③金属表面処理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ めっき</li> <li>・ アルミニウム陽極酸化処理</li> </ul>	<p>表面加工に用いる薬品や工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づく、加工技能及び安全衛生等の点で関係性が認められる</p>

## 2. 業務区分の統合（2 / 3）

- 旧業務区分で在留資格を得ている者、または、旧試験区分で製造分野特定技能1号評価試験合格者についても、新業務区分に従事できるようになります。

### I. 既に旧区分で在留資格を得ている者もしくは、旧試験区分で合格した者は、旧区分が含まれる新区分の他の業務にも従事可能となります。

（例：旧区分で、「鋳造」の在留資格をお持ちの場合は、前項①機械金属加工に含まれる他の業務に従事することができます。）

### II. これから特定技能の在留資格を得る者は、新区分の在留資格が付与されます。

（例：「鋳造」の技能実習2号を良好に修了した場合は、前項①機械金属加工の在留資格が取得できます。）

※新区分での試験は来年度から実施予定です。

新試験区分	旧試験区分
①機械金属加工	鋳造
	鍛造
	ダイカスト
	機械加工
	金属プレス加工
	鉄工
	工場板金
	仕上げ
	プラスチック成形
	機械検査
	機械保全
	電気機器組立て
	塗装
	溶接
	工業包装

新試験区分	旧試験区分
②電気電子機器組立て	機械加工
	仕上げ
	プラスチック成形
	プリント配線板製造
	電子機器組立て
	電気機器組立て
	機械検査
	機械保全
③金属表面処理	めっき
	アルミニウム陽極酸化処理

※ 試験の正式名は、「製造分野特定技能1号評価試験（●●（区分名）」であるが、上表では区分名のみを抜粋して記載しています

## 2. 業務区分の統合（3 / 3）

- 業務区分の統合に伴い、試験区分の見直しも併せて行い、令和5年度の技能評価試験からの適用を予定しています。
- 学科試験は、「(1)新区分の共通問題 + (2)選択科目の問題」の形式とし、実技試験は従来の試験と同様に、19科目から選択する形式とします。難易度は既存の試験と同程度を予定しています。

	機械金属加工区分	電気電子機器組立て区分	金属表面処理区分
学科試験	(1)区分共通問題	(1)区分共通問題	(1)区分共通問題
	(2)選択問題（15科目） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鋳造</li> <li>・ ダイカスト</li> <li>・ 金属プレス加工</li> <li>・ 工場板金</li> <li>・ 鍛造</li> <li>・ 鉄工</li> <li>・ 機械加工</li> <li>・ 仕上げ</li> <li>・ プラスチック成形</li> <li>・ 溶接</li> <li>・ 塗装</li> <li>・ 電気機器組立て</li> <li>・ 機械検査</li> <li>・ 機械保全</li> <li>・ 工業包装</li> </ul>	(2)選択問題（9科目） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械加工</li> <li>・ 仕上げ</li> <li>・ プラスチック成形</li> <li>・ 電気機器組立て</li> <li>・ 電子機器組立て</li> <li>・ プリント配線板製造</li> <li>・ 機械検査</li> <li>・ 機械保全</li> <li>・ 工業包装</li> </ul>	(2)選択問題（2科目） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ めっき</li> <li>・ アルミニウム陽極酸化処理</li> </ul>
実技試験	選択問題（19科目） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鋳造 ・ 鍛造 ・ ダイカスト ・ 機械加工 ・ 金属プレス加工 ・ 鉄工 ・ 工場板金 ・ めっき ・ アルミニウム陽極酸化処理</li> <li>・ 仕上げ ・ 機械検査 ・ 機械保全 ・ 電子機器組立て ・ 電気機器組立て ・ プリント配線板製造 ・ プラスチック成形</li> <li>・ 塗装 ・ 溶接 ・ 工業包装</li> </ul>		

## 特定技能外国人制度の一部変更に伴うお願い

令和 4 年 9 月  
経済産業省

今般、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野では、業界のニーズを踏まえて従来 19 に細分化していた業務区分を、①機械金属加工②電気電子機器組立て③金属表面処理の 3 つに統合することを閣議決定致しました。これにより、外国人材も日本人従業員と同様に、区分の範囲内の技能であれば幅広く従事できることとなります。

以下 2 点を十分にご理解いただいたうえで、制度をご活用いただきますようお願い致します。

## 1. 訓練及び研修の実施について

制度改正により、技能実習を修了した科目や旧試験区分で合格した科目以外についても、区分の範囲内であれば柔軟に従事できるようになります。ただし、新しい技能に従事させる場合には、労働災害を防止するため、日本人従業員に行うものと同等の訓練や研修を実施していただくようお願い致します。

●素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（令和 4 年 8 月 30 日閣議決定）

## 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(2) ウ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を実施すること。

●特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の基準について-（令和 4 年 8 月 30 日一部改正）

## 第 3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

○さらに、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人を受け入れる際、必要に応じた訓練・各種研修の実施等を行うことが必要です。特に当該1号特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、労働災害を防止するために、十分な訓練や安全衛生教育を含む各種研修を実施する必要があります。

## 2. 引き抜きの防止について

本制度は区分の範囲内であれば企業間、業種間の転職が認められているため、今回の制度改正により、外国人材にとっては、これまでよりも転職可能な企業・業種の範囲が広がります。受入れ機関においては、本制度の趣旨に鑑み、生産性向上のための取組や国内人材確保のための取組、人手不足を踏まえた処遇の改善等にこれまで以上に努めていく必要があります。

他方で受入れ機関の間で無秩序な外国人労働者の引き抜きが行われれば、業界内の雇用秩序を乱すとともに、大都市への過度な集中を助長する可能性があります。こうした点を踏まえ、特定企業または大都市圏等特定地域に外国人が過度に集中することを予防する観点か

ら、外国人労働者を積極的に引き抜き雇用することは自粛いただきますようお願い致します。

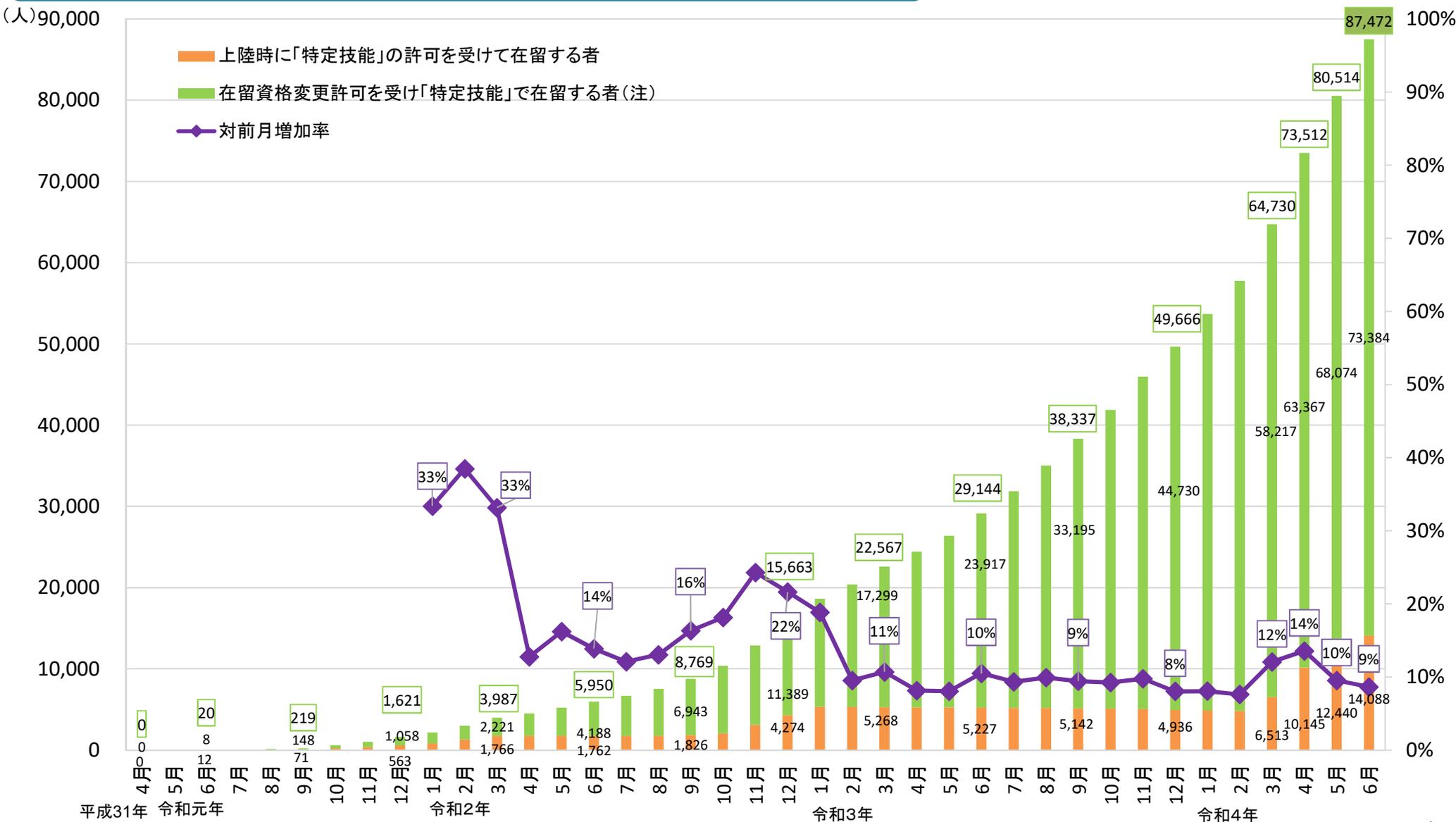
## 業務区分の統合

- これまで業務区分が19区分に分かれており、業務範囲が限定的でした。
- 現場の多能工化のニーズを受け、現場の実態に沿った制度となるよう、技能の関連性と業務の連続性を考慮し、**3区分に統合する**変更を行います。

旧 19業務区分		統合後の区分																													
<table border="1"> <tr><td>鋳造</td><td>機械検査</td></tr> <tr><td>鍛造</td><td>機械保全</td></tr> <tr><td>ダイカスト</td><td>電子機器組立て</td></tr> <tr><td>機械加工</td><td>電気機器組立て</td></tr> <tr><td>金属プレス加工</td><td>プリント配線板製造</td></tr> <tr><td>鉄工</td><td>プラスチック成形</td></tr> <tr><td>工場板金</td><td>塗装</td></tr> <tr><td>めっき</td><td>溶接</td></tr> <tr><td>アルミニウム陽極酸化処理</td><td>工業包装</td></tr> <tr><td>仕上げ</td><td></td></tr> </table>	鋳造	機械検査	鍛造	機械保全	ダイカスト	電子機器組立て	機械加工	電気機器組立て	金属プレス加工	プリント配線板製造	鉄工	プラスチック成形	工場板金	塗装	めっき	溶接	アルミニウム陽極酸化処理	工業包装	仕上げ			<table border="1"> <thead> <tr> <th>新区分（旧区分の対応関係）</th> <th>業務の共通性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>①機械金属加工</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>鋳造</li> <li>ダイカスト</li> <li>金属プレス加工</li> <li>工場板金</li> <li>鍛造</li> <li>鉄工</li> <li>機械加工</li> <li>仕上げ</li> <li>プラスチック成形</li> <li>溶接</li> <li>塗装</li> <li>電気機器組立て</li> <li>機械検査</li> <li>機械保全</li> <li>工業包装</li> </ul> </td> <td>素形材製造や機械製造に必要な材料、工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づく、加工技能及び安全衛生等の点で関係性が認められる</td> </tr> <tr> <td> <b>②電気電子機器組立て</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>機械加工</li> <li>仕上げ</li> <li>プラスチック成形</li> <li>電気機器組立て</li> <li>電子機器組立て</li> <li>プリント配線板製造</li> <li>機械検査</li> <li>機械保全</li> <li>工業包装</li> </ul> </td> <td>電気電子機器や部品、工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づく、加工技能及び安全衛生等の点で関係性が認められる</td> </tr> <tr> <td> <b>③金属表面処理</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>めっき</li> <li>アルミニウム陽極酸化処理</li> </ul> </td> <td>表面加工に用いる薬品や工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づく、加工技能及び安全衛生等の点で関係性が認められる</td> </tr> </tbody> </table>	新区分（旧区分の対応関係）	業務の共通性	<b>①機械金属加工</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>鋳造</li> <li>ダイカスト</li> <li>金属プレス加工</li> <li>工場板金</li> <li>鍛造</li> <li>鉄工</li> <li>機械加工</li> <li>仕上げ</li> <li>プラスチック成形</li> <li>溶接</li> <li>塗装</li> <li>電気機器組立て</li> <li>機械検査</li> <li>機械保全</li> <li>工業包装</li> </ul>	素形材製造や機械製造に必要な材料、工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づく、加工技能及び安全衛生等の点で関係性が認められる	<b>②電気電子機器組立て</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>機械加工</li> <li>仕上げ</li> <li>プラスチック成形</li> <li>電気機器組立て</li> <li>電子機器組立て</li> <li>プリント配線板製造</li> <li>機械検査</li> <li>機械保全</li> <li>工業包装</li> </ul>	電気電子機器や部品、工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づく、加工技能及び安全衛生等の点で関係性が認められる	<b>③金属表面処理</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>めっき</li> <li>アルミニウム陽極酸化処理</li> </ul>	表面加工に用いる薬品や工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づく、加工技能及び安全衛生等の点で関係性が認められる	
鋳造	機械検査																														
鍛造	機械保全																														
ダイカスト	電子機器組立て																														
機械加工	電気機器組立て																														
金属プレス加工	プリント配線板製造																														
鉄工	プラスチック成形																														
工場板金	塗装																														
めっき	溶接																														
アルミニウム陽極酸化処理	工業包装																														
仕上げ																															
新区分（旧区分の対応関係）	業務の共通性																														
<b>①機械金属加工</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>鋳造</li> <li>ダイカスト</li> <li>金属プレス加工</li> <li>工場板金</li> <li>鍛造</li> <li>鉄工</li> <li>機械加工</li> <li>仕上げ</li> <li>プラスチック成形</li> <li>溶接</li> <li>塗装</li> <li>電気機器組立て</li> <li>機械検査</li> <li>機械保全</li> <li>工業包装</li> </ul>	素形材製造や機械製造に必要な材料、工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づく、加工技能及び安全衛生等の点で関係性が認められる																														
<b>②電気電子機器組立て</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>機械加工</li> <li>仕上げ</li> <li>プラスチック成形</li> <li>電気機器組立て</li> <li>電子機器組立て</li> <li>プリント配線板製造</li> <li>機械検査</li> <li>機械保全</li> <li>工業包装</li> </ul>	電気電子機器や部品、工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づく、加工技能及び安全衛生等の点で関係性が認められる																														
<b>③金属表面処理</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>めっき</li> <li>アルミニウム陽極酸化処理</li> </ul>	表面加工に用いる薬品や工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づく、加工技能及び安全衛生等の点で関係性が認められる																														

# 特定技能制度運用状況①

特定技能在留外国人数の推移(平成31年4月～令和4年6月末現在)(速報値)

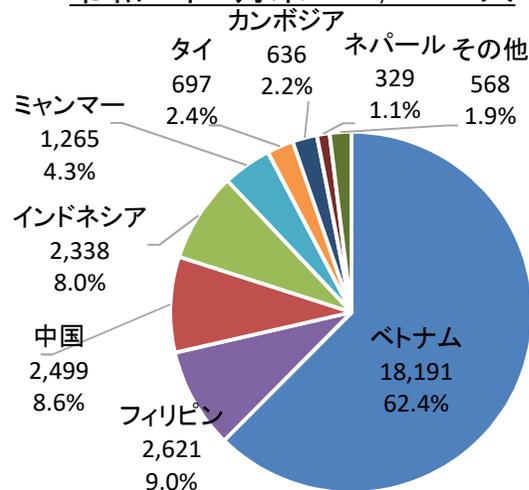


(注)「特定技能2号」の許可を受けて在留する者(1人)及び在留特別許可を受けて「特定技能」で在留する者を含む。

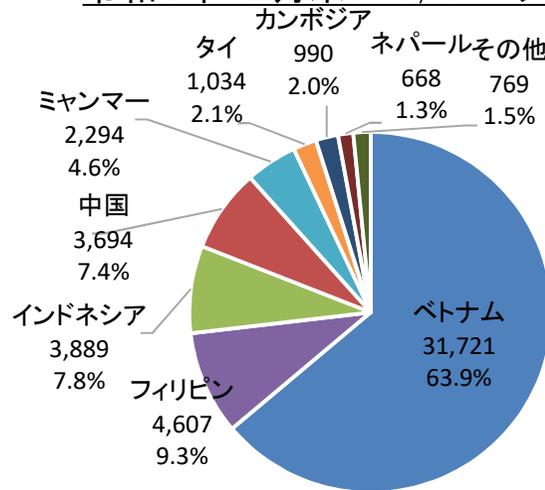
# 特定技能制度運用状況②

## 国籍・地域別特定技能在留外国人数の推移

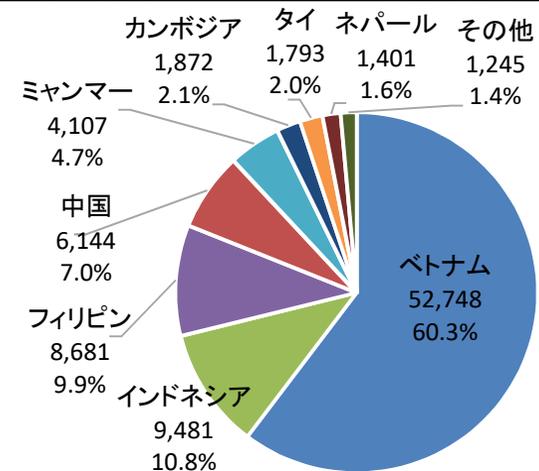
令和3年6月末: 29,144人



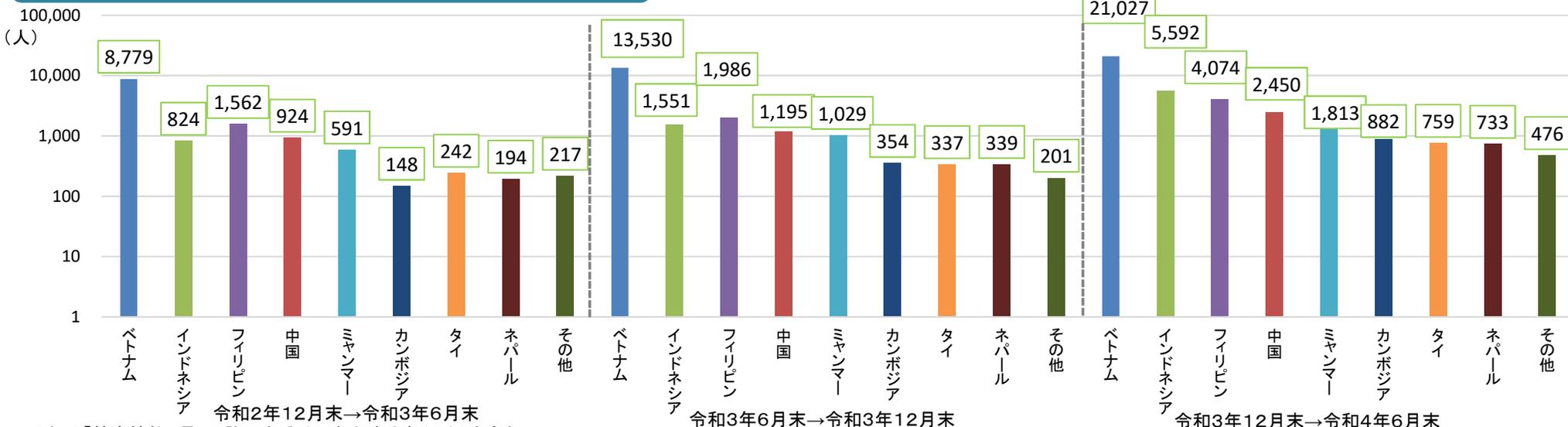
令和3年12月末: 49,666人



令和4年6月末: 87,472人(速報値)(注1)



## 国籍・地域別特定技能在留外国人増加数(注2)



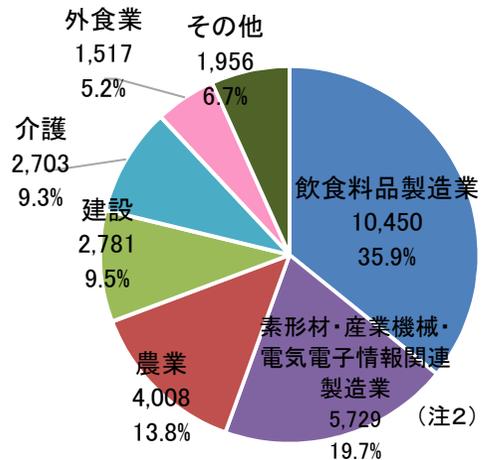
(注1)「特定技能2号」の許可を受けて在留する者(1人)を含む。

(注2)対数目盛で表示。

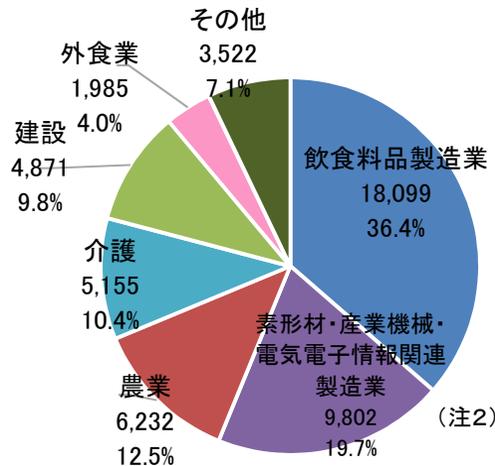
# 特定技能制度運用状況③

## 分野別特定技能在留外国人数の推移

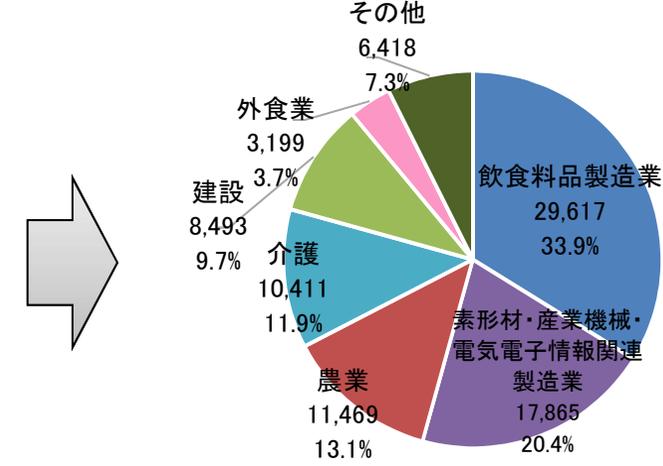
令和3年6月末: 29,144人



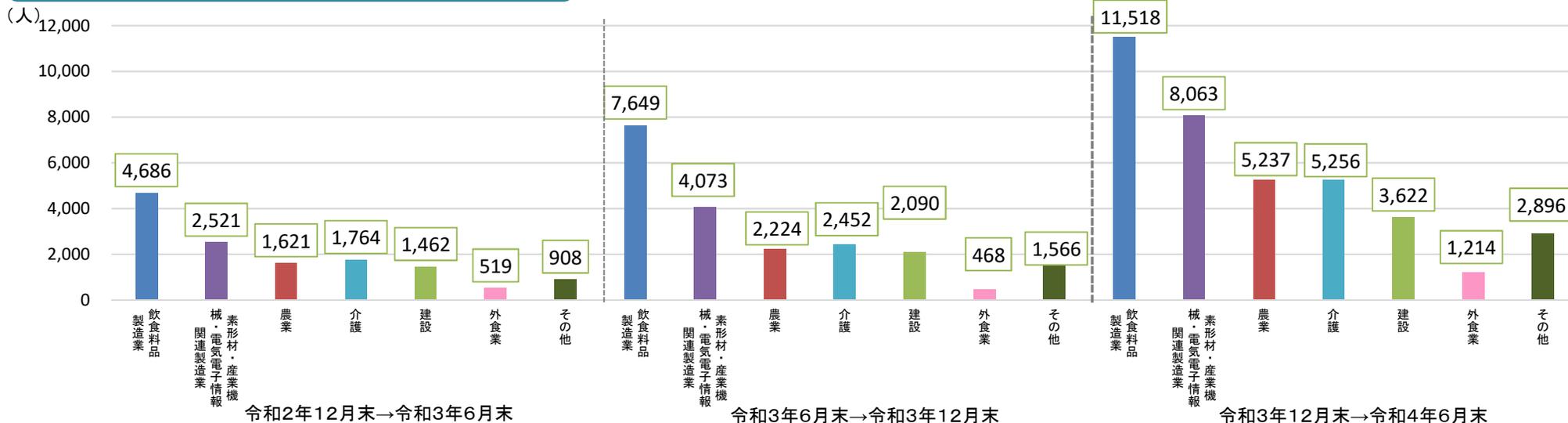
令和3年12月末: 49,666人



令和4年6月末: 87,472人(速報値)(注1)



## 分野別特定技能在留外国人増加数



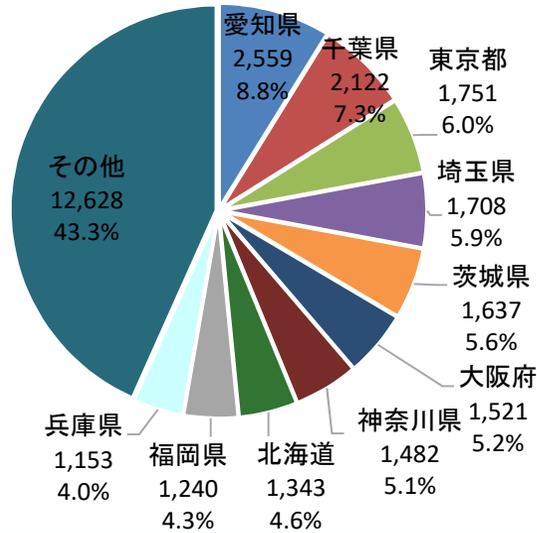
(注1)「特定技能2号」の許可を受けて在留する者(1人)を含む。

(注2) 令和3年6月末、12月末の「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」の在留者数は、旧分野「素形材産業」「産業機械製造業」「電気・電子情報関連産業」の合計値。

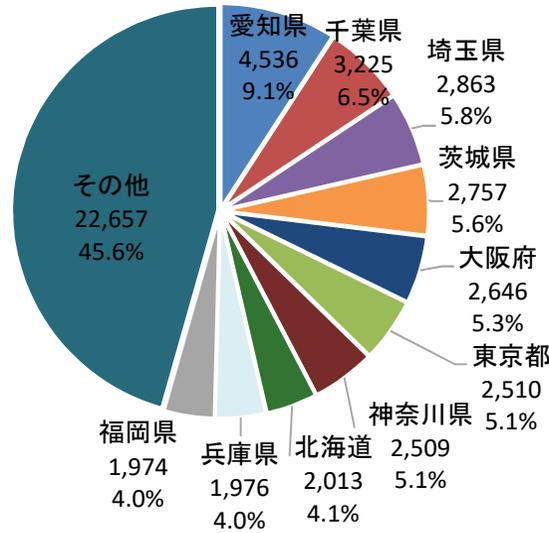
# 特定技能制度運用状況④

## 都道府県別特定技能在留外国人数の推移

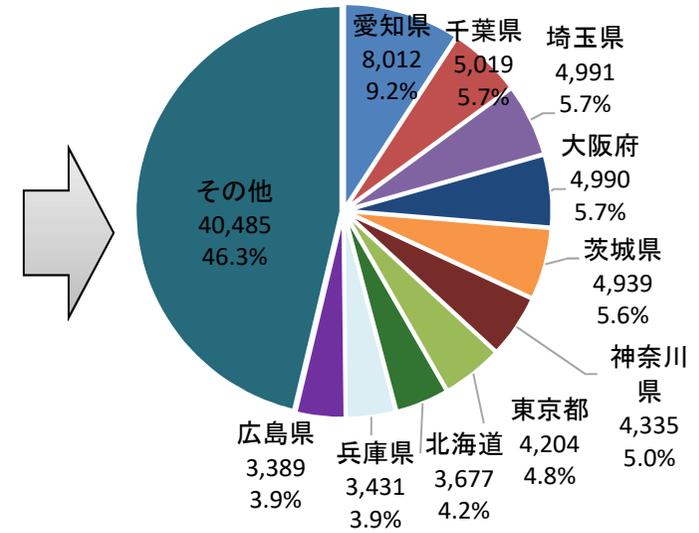
令和3年6月末: 29, 144人



令和3年12月末: 49, 666人



令和4年6月末: 87, 472人(速報値)(注)



## 都道府県別特定技能在留外国人増加数



(注)「特定技能2号」の許可を受けて在留する者(1人)を含む。

# 特定技能制度運用状況⑤

技能試験及び日本語試験の実施状況について(令和4年6月末現在)(速報値) (注1)

技能試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)					
		令和4年6月末	上段:国内 下段:海外	令和4年6月末	上段:国内 下段:海外	令和3年12月末	上段:国内 下段:海外	令和3年6月末	上段:国内 下段:海外
介護(注2)	国内・海外10か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ・ スリランカ・インド・ウズベキスタン	51,035	31,668	34,371	21,041	27,101	16,409	19,769	11,572
			19,367		13,330		10,692		8,197
ビルクリーニング	国内・海外3か国 フィリピン・ミャンマー・インドネシア	2,492	1,875	1,902	1,444	1,503	1,045	1,057	766
			617		458		458		291
製造3分野	国内・海外4か国 インドネシア・フィリピン・タイ・ ネパール	2,954	2,233	402	280	206	136	41	37
			721		122		70		4
建設	国内・海外2か国 フィリピン・ベトナム	1,189	1,160	730	706	443	419	127	103
			29		24		24		24
造船・船用工業	国内・海外1か国 フィリピン	58	44	48	41	43	36	22	15
			14		7		7		7
自動車整備	国内・海外1か国 フィリピン	1,811	1,732	1,130	1,069	651	604	266	234
			79		61		47		32
航空	国内・海外2か国 モンゴル・フィリピン	993	838	537	435	414	312	343	241
			155		102		102		102
宿泊	国内・海外1か国 ミャンマー	7,306	7,068	3,718	3,633	3,125	3,040	2,835	2,750
			238		85		85		85
農業	国内・海外8か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ ミャンマー・タイ・ネパール・モンゴル・ ウズベキスタン	21,457	10,137	19,234	9,023	13,125	5,434	5,933	1,950
			11,320		10,211		7,691		3,983
漁業	国内・海外1か国 インドネシア	377	141	177	55	117	42	72	19
			236		122		75		53
飲食料品製造業	国内・海外2か国 フィリピン・インドネシア	26,922	23,087	20,033	17,010	11,601	8,906	7,431	5,177
			3,835		3,023		2,695		2,254
外食業	国内・海外7か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ ミャンマー・タイ・ネパール・スリランカ	28,699	25,058	16,023	13,666	13,610	11,672	10,388	8,892
			3,641		2,357		1,938		1,496
合計		145,293	105,041 40,252	98,305	68,403 29,902	71,939	48,055 23,884	48,284	31,756 16,528

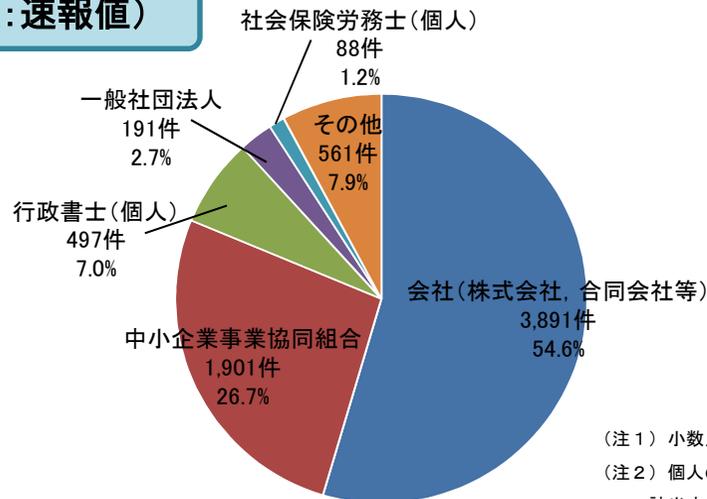
日本語試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)					
		令和4年6月末	上段:国内 下段:海外	令和4年6月末	上段:国内 下段:海外	令和3年12月末	上段:国内 下段:海外	令和3年6月末	上段:国内 下段:海外
日本語基礎テスト (JFT Basic)	国内・海外10か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ・ スリランカ・インド・ウズベキスタン	56,149	10,637	23,101	5,308	19,264	4,159	13,097	2,453
			45,512		17,793		15,105		10,644

(注1) 受験者数及び合格者数には、令和4年6月末までに実施し、結果が公表された技能試験及び日本語試験を計上している。(注2) 介護分野の介護日本語評価試験は、受験者数及び合格者数に計上していない。

# 特定技能制度運用状況⑥

## 登録支援機関(令和4年6月末現在:速報値)

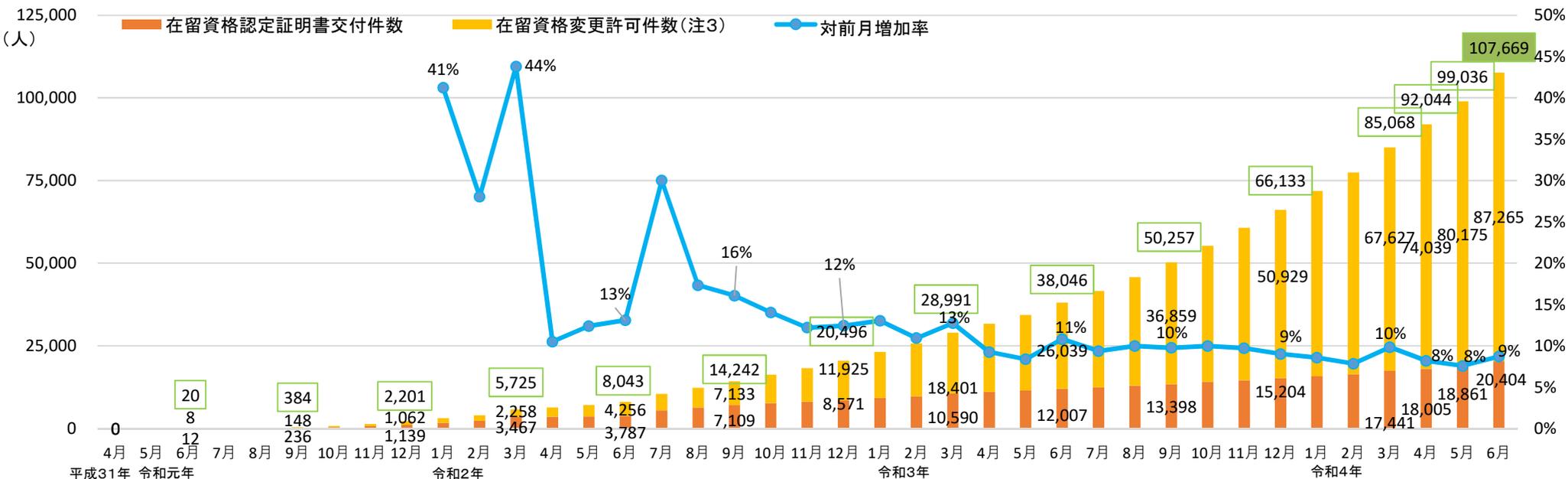
登録支援機関数: 7,129件



(注1) 小数点第二位で四捨五入。

(注2) 個人の登録支援機関については複数の項目に該当する者について各項目ごとに計上している。

## 特定技能外国人の許可状況等について(令和4年6月末現在:速報値)



(注3)「特定技能2号」の許可を含む。

# 製造分野特定技能1号評価試験（国内試験）の実施状況について

資料4

- 溶接を除く18業務区分の試験を、令和4年7月4日～7月28日に仙台・東京・浜松・名古屋・岐阜・金沢・大阪・福岡の国内8会場にて実施。18業務区分合計で、**978名が受験し、211名が合格**。
- 溶接区分の試験を、令和4年8月23日～9月15日にて、川崎・名古屋・広島・北九州の国内4会場にて実施中。
- 試験に関する情報は、ポータルサイト（[https://www.sswm.go.jp/exam\\_f/](https://www.sswm.go.jp/exam_f/)）にて公開。

## <今後の試験実施予定>

試験区分	■ 18業務区分（溶接以外）	■ 溶接
試験場所	■ 国内：各回、全国7-8か所での実施を予定 ■ 海外：タイ・インドネシア・フィリピン・ネパール各1回を予定	■ 国内：各回、全国4か所での実施を予定 ■ 海外：調整中
試験日程	■ 国内：10月-11月、2023年1-2月を予定 ■ 海外：2022年秋頃	■ 国内：10月-11月、2023年1-2月を予定 ■ 海外：調整中
試験時間	■ 学科 60 分、実技 60 分	■ 学科 60 分、実技 60～90 分
定員	■ 各試験区分について、各受験会場 20 名程度	■ 各受験会場 20 名
試験の実施方式	■ ペーパー試験 or CBT試験（学科、実技）	■ ペーパー試験 or CBT試験（学科） ■ 製作等作業（実技）
申込み	■ ポータルサイトより申込み（各試験実施日程の1か月程度前から受付開始予定、先着順）	
受験料・合格証明書発行手数料	全試験区分（溶接含む）受験料：2,000円 ※合格証明書発行手数料は、2022年度は徴収いたしません。	

# (参考) 製造分野特定技能1号評価試験のサンプル問題について

- 製造分野特定技能1号評価試験について、試験準備のためのサンプル問題の拡充を求める声が寄せられたことから、令和3年10月以降サンプル問題の拡充と出題範囲の公開を実施しております。

\* 出題範囲及びサンプル問題はポータルサイト ([https://www.sswm.go.jp/exam\\_f/examination.html](https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination.html)) にて公開中。



## <出題範囲及びサンプル問題（鑄造区分の例）>

### ● 出題範囲

#### (1) 学科試験

項目	出題数（目安）
共通問題	20 問程度
①安全衛生（安全衛生に関する詳細な知識等）	
②機械工作法（工作測定の方法、模型の取扱い等）	
③鑄造一般（moldの種類及び用途等）	
④電気（電気機械器具の使用法等）	
選択問題：鑄鉄鑄物鑄造作業法、非鉄鑄物鑄造作業法のうち1つ	10 問程度
⑤-1：鑄鉄鑄物鑄造作業法	
⑤-2：非鉄鑄物鑄造作業法	
総計	30 問

#### (2) 実技試験

項目	出題数（目安）
選択問題：鑄鉄鑄物鑄造作業法、非鉄鑄物鑄造作業法のうち1つ	9 問程度
①-1：鑄鉄鑄物鑄造作業法	
①-2：非鉄鑄物鑄造作業法	
総計	9 問

### ● サンプル問題の例

#### (1) 学科試験

##### ① 安全衛生（安全衛生に関する詳細な知識等）

Q. 重量物をつり上げた時は、その荷物の下に入らないようにしなければならない。

A. ○

##### ③ 鑄造一般（moldの種類及び用途等）

Q. 中子取りとは、鑄造品の中空部を作る鑄型の模型のことである。

A. ○

#### (2) 実技試験

##### ① -1 鑄鉄鑄物鑄造作業法

Q. 次の写真は、手込みによる生型造型工程を撮ったものです。下記の選択肢A～Dの中から、写真a～dが正しい工程順になっているものを選びなさい。



- A. a → b → c → d → e  
 B. b → d → a → c → e  
 C. c → a → d → b → e  
 D. d → c → b → a → e

A. 「C」

## 製造業における特定技能外国人材受入れセミナー [受入れ企業の登壇あり]

【対象者】 新たな在留資格「特定技能」での外国人材の受入れに関心をお持ちの中小企業・団体様 等

開催日時	2022年9月28日(水)～10月12日(水) 13:00～14:30	定員	各回 定員80名(定員になり次第、 締め切らせていただきます)
実施方法・回数	オンラインセミナー・全4回	参加費	無 料

## セミナー概要

本セミナーでは、制度概要や評価試験、受入れ協議・連絡会の入会に関するご説明のほか、製造業分野の受入れに関し数多くいただく質問への解説や、実際に特定技能外国人材を受け入れている企業の事例、特定技能で働く外国人材の声などを、新たにご紹介いたします。

特定技能外国人材の受入れを検討されている中小企業・団体様など、積極的なご参加をお待ちしております。

### プログラム① 受入れ事例の紹介 2社 (9/28(水)・10/12(水))

既に特定技能外国人材を受け入れている事業者様にお勧め ※1

時間	次第	登壇者
13:00～13:05 (5分)	1. 挨拶	経済産業省
13:05～13:25 (20分)	2. 製造業における特定技能外国人材に係る制度概要 (直近の変更点など)	経済産業省
13:25～13:50 (25分)	3-①. 特定技能外国人材受入れ企業による事例紹介	製造業分野で、特定技能外国人材を受け入れている企業 (※2)
休憩(5分)		
13:55～14:20 (25分)	3-②. 特定技能外国人材受入れ企業による事例紹介	製造業分野で、特定技能外国人材を受け入れている企業 (※2)
14:20～14:30 (10分)	4. 質疑応答 (事前に寄せられた質問、当日ご参加者の質問等への回答)	登壇企業・経済産業省

### プログラム② 制度説明 他 (9/30(金)・10/7(金))

初めて特定技能外国人材を受け入れる、または受入れを検討している事業者様にお勧め ※1

時間	次第	登壇者
13:00～13:05 (5分)	1. 挨拶	経済産業省
13:05～13:45 (40分)	2. 製造業における特定技能外国人材に係る 制度概要・評価試験等、受入れ協議・連絡会の入会について (直近の変更点など)	経済産業省
休憩(5分)		
13:50～14:10 (20分)	3. 製造業における特定技能外国人材の受入れの概況・事例等 について	三菱UFJリサーチ&コンサルティング
14:10～14:20 (10分)	4. 特定技能外国人材の声	協和プレス工業株式会社
14:20～14:30 (10分)	5. 質疑応答 (事前に寄せられた質問、当日ご参加者の質問等への回答)	経済産業省

※1 プログラム①、②どちらも参加条件はございません。どなたさまでもご参加いただけます。

	9/28(水)	10/12(水)
※2 登壇企業	株式会社シラカワ(岐阜県) 有限会社小穴鑄造所(山梨県)	株式会社シラカワ(岐阜県) 協立工業株式会社(大阪府)

◆セミナー中は、随時、チャットにて登壇者への質問を承り、「質疑応答」にてできる限り回答いたします。

## お申し込みの流れ

お申し込み  
専用URL[https://www.sswm.go.jp/seminar\\_j/seminar\\_detail.html](https://www.sswm.go.jp/seminar_j/seminar_detail.html)

## QRコード



- ※ 定員に到達次第、受付を締め切らせていただきますので、お早めにお申し込み下さい  
 ※ 開催日の2営業日前までに招待メールが届かない場合や、変更・取り消しについては、下記の「当セミナー問合せ先」(seizou-gaikoku@murc.jp)までご連絡ください。

## 1. 申込フォームの表示

ページ内にある「申込」からお申込みください

## 2. 申込フォーム入力・送信

申込みフォームの各項目を入力し、送信してください

## 3. 申込確認メールの受信

ご登録いただいた参加者1・2の方のアドレスに、申込確認メールが配信されます。

## 5. 当日

招待メールに記載されているURL、又はID・パスワードから視聴してください

## 4. 招待メールの受信

開催日の2営業日前までに、ご登録いただいた参加者1・2の方のアドレスに、**招待メール**が配信されます。

## 視聴について

※詳細は、「招待メール(開催日の2営業日前までに配信)」でご案内

使用するシステム	①セミナーの視聴 : 「Webex」(Cisco社)を利用 ②配布資料 : 「ファイルトランスミッションシステム」を利用し、ダウンロード
円滑な視聴のために	①通信速度の確認(通信速度30Mbps以上を推奨) →当日利用される通信速度の確認は、 <a href="#">こちら</a> から ②Webexのインストールおよび接続テストの実施 「招待メール」にてご案内します。 ③資料ダウンロードについて 「招待メール」にてご案内します。(当日は画面投影をしますが、視聴環境により見えづらい場合があるため、予め資料のダウンロードを推奨)
当日	①当日はお早目の入室をお願いいたします。 当日は開始1時間前よりWebexに入室可能です。操作が不安な方は、早目にアクセスしてください。 ②セミナー中は、随時、チャットにて登壇者への質問を承ります。 ※時間の都合により、類似するご質問については割愛させていただく場合があります。お急ぎの場合は、当チラシ下部の相談窓口まで、お気軽にお問い合わせください。

招待メールをご参照の上、専用アプリのインストールと、接続テストを実施してください。  
 ※セキュリティ上の理由でアプリのインストールができない場合は、ブラウザでの参加も可能です。(Google Chrome推奨)

・招待メールは、[seizou-gaikoku@murc.jp](mailto:seizou-gaikoku@murc.jp) からお送りします。(万が一、招待メールが2営業日前までに確認できない場合は、上記メールアドレスへご連絡ください。)

## お申し込み・開催に際しての留意事項

- 反社会的勢力に該当すると認められる場合は、お申し込みを受付することができません
- 同業者の方はお申し込みをお断りさせていただく場合があります
- お申し込み多数の場合、ご参加人数の調整をお願いすることがございます
- 止むを得ない事情により、予告なくプログラムに変更が生じる場合がございます
- 録音、撮影、キャプチャ、スクリーンショットはご遠慮ください。
- 実施方法が変更となる場合があります。変更の際は、事前にお知らせいたします

## 個人情報の取り扱いについて

- 1.ご記入いただいた氏名、住所、電話番号、その他の個人情報は、当社の「個人情報保護方針」(<http://www.murc.jp/corporate/privacy/>)及び、「個人情報の取り扱いについて」(<http://www.murc.jp/privacy/>)に従って適切に取り扱います。
- 2.本お申込みから知り得た個人情報(お名前、住所、年齢など)は、ご本人の同意なく決して公開いたしません。
- 3.お預かりした個人情報は、本事業の実施目的以外に使用することはいたしません。
- 4.お預かりした個人情報は、本事業の委託者である経済産業省に提供する場合がございいます。前記の場合及び法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。
- 5.お預かりした個人情報は、業務委託により当社以外の第三者にその取り扱いを委託する場合がございます。そうした場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約によって個人情報の保護水準を守るよう定め、個人情報を適切に取り扱います。
- 6.必須項目にご記入・ご回答頂けない場合は、ご相談へのご回答、申込受付等ができない場合がございます。



## お問い合わせ先

当事業では、特定技能外国人材制度(製造業分野)ポータルサイト(<https://www.sswm.go.jp/>)のほか、中小企業向けの特定技能外国人材相談窓口を設置しております。ぜひご活用ください。また、お問い合わせ内容に応じて、以下の窓口までご連絡ください。

①	当セミナーの実施・運営について	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 経済政策部 E-mail : <a href="mailto:seizou-gaikoku@murc.jp">seizou-gaikoku@murc.jp</a>
②	中小企業向けご相談窓口 (制度全般・評価試験について)	中小企業向け製造業特定技能外国人材相談窓口(株式会社インジェスター) TEL:03-6838-0058 Mail: <a href="mailto:seizou_tokuteiginou@injestar.co.jp">seizou_tokuteiginou@injestar.co.jp</a>

# 製造業における 特定技能外国人材受入れ事例

(2022年7月)



## 目次

---

1. 愛知製鋼株式会社 P. 4  
（中部地方／インドネシア・中国／技能実習修了者／利用有）
2. 株式会社アイデン P. 5  
（中部地方／ベトナム／技能実習修了者／利用無）
3. 株式会社朝日工業 P. 6  
（近畿地方／ベトナム／技能実習修了者／利用有）
4. 芦森工業山口株式会社 P. 7  
（中国地方／ベトナム／技能実習修了者／利用有）
5. アスタック株式会社 P. 8  
（中国地方／ベトナム／技能実習修了者／利用有）
6. 株式会社イワヅ P. 9  
（中部地方／タイ／技能実習修了者／利用無）
7. 大澤工業株式会社 P.10  
（中部地方／ベトナム／技能実習修了者／利用無）
8. 金田コーポレーション株式会社 P.11  
（中国地方／インドネシア・中国／技能実習修了者・試験合格者／利用無）

## 目次

---

- |   |      |
|---|------|
| 9. 協和機工株式会社<br>（九州地方／ベトナム／技能実習修了者／利用無）                | P.12 |
| 10. 協和プレス工業株式会社<br>（近畿地方／タイ・インドネシア／技能実習修了者／利用有）       | P.13 |
| 11. 空調技研工業株式会社<br>（九州地方／ベトナム／技能実習修了者／利用有）             | P.14 |
| 12. 株式会社くまさんメディクス<br>（九州地方／ベトナム／技能実習修了者／利用有）          | P.15 |
| 13. 有限会社京葉エクステリア<br>（関東地方／ベトナム／技能実習修了者／利用有）           | P.16 |
| 14. 三正工業株式会社<br>（関東地方／ベトナム／技能実習修了者／利用有）               | P.17 |
| 15. 株式会社伸光製作所<br>（中部地方／ベトナム・インドネシア・ミャンマー／技能実習修了者／利用有） | P.18 |
| 16. 有限会社ダイカ産業<br>（近畿地方／中国／技能実習修了者／利用有）                | P.19 |

## 目次

---

- |  |      |
|--|------|
| 17. 鳥取電子株式会社<br>（中国地方／ミャンマー／技能実習修了者／利用無）         | P.20 |
| 18. 株式会社ナショナルツール<br>（関東地方／ベトナム／技能実習修了者／利用有）      | P.21 |
| 19. 福島製鋼株式会社<br>（東北・関東地方／ベトナム・フィリピン／技能実習修了者／利用有） | P.22 |
| 20. 株式会社府中テンパール<br>（中国地方／ベトナム／技能実習修了者／利用無）       | P.23 |
| 21. 美濃工業株式会社<br>（中部地方／タイ・フィリピン／技能実習修了者／利用有）      | P.24 |
| 22. 株式会社村田産業<br>（九州地方／ベトナム／技能実習修了者／利用有）          | P.25 |
| 23. 明和工業株式会社<br>（中部地方／インドネシア／技能実習修了者／利用有）        | P.26 |
| 24. 株式会社真岡製作所<br>（関東地方／ベトナム／技能実習修了者／利用無）         | P.27 |
| 25. 最上電気株式会社<br>（関東地方／スリランカ／技能実習修了者／利用無）         | P.28 |

## 外国人の受入状況：2021年3月現在

- 特定技能1号のインドネシア人2名、中国人1名の計3名を受入れ中。
- その他の外国籍社員が8名、技能実習生が約50名（国籍はベトナム、タイ、インドネシア、中国、フィリピン等）。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 海外での生産拠点ができており、海外での事業展開をより円滑にするために、技能実習生や特定技能外国人材を受け入れている。
- 会社の状況や日本の文化等を学んでもらい、将来は海外拠点の幹部になってもらうことを期待している。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 自社の技能実習2号修了者の移行による採用である。
- そもそも技能実習は、基本的には自社の海外拠点で働いていた人材のうち優秀な者から希望を聞いて受け入れている。そのうえで、修了時点でさらに希望を聞いて、特定技能に移行させた。今後もこのような移行は続いていくと思われる。



作業風景



日本語教室



地元のお祭り参加

### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 社内での日本語指導・学習支援は、主に人事部で担当しているが、時々現場の鍛造管理者・指導者も交えるようにしている。当初はテキストベースだったが、現在は会話ベースの実践的な内容へシフトし、プライベートと現場の双方のシチュエーションで使える表現を中心に教えている。
- 社外では、当社のOBが日本語ボランティアとして活動している東海市国際交流協会主催の日本語教室を利用したり、お祭りにも参加したりしている。お祭りでは、母国の名産品についてのプレゼンテーション等も行っている。
- 社内（鍛造工場）でも、毎年1回お祭りがある。技能実習生・特定技能に加え、工場の日本人従業員とその家族等も参加する。自国のスポーツを子どもたちに教えたり、自国の歌を披露したりする等、交流が生まれている。

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- Nさん：技能実習で3年間勉強し、特定技能になりました。上司や現場の同僚が困りごとや意見をきちんと聞いて、助けてくれます。必要とされる人になるよう仕事を頑張りたいです。
- Hさん：3年間の技能実習期間で日本語、日本文化を学びました。特定技能として愛知製鋼に来て嬉しく思っています。今後も情熱をもって仕事に、日本語の勉強に頑張っていきます。



会社主催イベント

## 外国人の受入状況：2020年11月現在

- 特定技能1号のベトナム人、2名を受入れ中。
- その他、技術・人文知識・国際業務が6名、技能実習生が12名、特定活動が3人（国籍は全員ベトナム）。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 2014年からベトナム人の技能実習生の受入れをはじめ、毎年4名ずつ受け入れている。
- 2017年にベトナム工場を設立。帰国した当社の技能実習修了者を継続的に雇用し、技術を活かすことができた。また、ベトナム工場で働く人も、幹部候補生として日本で受け入れていきたい。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 技能実習修了者の2名を特定技能に移行させた。県内で最も早く特定技能1号を受け入れた。
- 技能実習から特定技能への移行については、十分余裕をもった手続きができるよう、帰国の7カ月ほど前に本人に特定技能への意向を確認している。
- また、希望者は全員特定技能に移行することとしている。
- 技能実習生の受入れ時に、「技能実習が修了し帰国した後も、当社のベトナム工場で働きたいという気持ちがあるか」を確認しており、長く当社に勤めてくれる人を、採用・育成したいと考えている。また、仕事に慣れている技能実習修了者からの採用のため、特定技能に移行した後の転職リスクも低いと考えている。
- 業務は危険な作業はなく、静かでエアコンが効いた室内で、部品付けや配線をする作業である。技能実習生・特定技能外国人材とも真面目に働いてくれ、非常に手先が器用である。
- 登録支援機関は利用せず、自社で支援を行っている。また、出入国在留管理庁への書類の作成も社内で行っている。



作業風景

### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 現時点ではリーダー的な役割にはついていないが、処遇は日本人と同じにしているため、将来的にはリーダーとして働いてほしいと考えている。
- 特定技能外国人材は、日本人と同じ賃金テーブルで処遇しており、制御盤組立の作業能力の計測結果に基づいて評価している。評価基準には日本語能力は含めず、技術に基づき公平に評価し、技能・業績に応じて昇給も行っている。
- 寮ではなく、アパートに住んでいる。ごみ出しや自転車の乗り方など、地域社会のルールなどを指導したほか、近所の人に会った際には、必ず挨拶をするよう指導している。
- 日本語の習得については強制していないが、特定技能外国人材自身で、地域の日本語学校を探して通学したり、インターネットで勉強しており、日本語検定のN2を取得している。また、欲しい教材がある場合は会社で購入する旨は伝えている。

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- Aさん：前よりもっと色々な事が勉強できるので日本に残って良かったです。また、日本にいた間に日本の色々なきれいな場所へ行きたいと思っています。
- Bさん：実習生、特定技能での3年間半に会社の皆さんが手伝って下さってとても感謝しています。仕事は今までより難しい仕事をさせてもらえる様になり勉強になっています。日本語をもっと勉強してN1を取りたいです。



特定技能外国人材

## 外国人の受入状況：2021年5月現在

- 特定技能1号のベトナム人、1名を受入れ中。
- その他、技能実習生が3名（国籍は全員ベトナム）。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 2015年からベトナム人の技能実習生の受入れを開始した。ベトナム人は勤勉でとても真面目な人が多い。
- 5年の技能実習期間が終了するころ、技能実習3号修了者から特定技能として働きたいと相談を受け、採用した。今後も、自社の技能実習修了生から特定技能1号を雇用していくことを考えている。
- 日本人同様に教育し、しっかりと成長できるようにお互いコミュニケーションをしっかりと取りながらやっている。登録支援機関も、3か月に1回必ず訪問してフォローしてくれており、大変助かっている。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 2015年からベトナム人の技能実習生の受入れを開始。実習生と積極的にコミュニケーションをとるよう心掛けており、会話をする中で、特定技能外国人材の制度について知った。
- その後、技能実習期間の5年間が終了する時期が近づいてきた一人の女性から、「特定技能へと切り替えたい」と申し出があり、申請し採用した。



防災訓練の活動の様子

### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 技能実習からの移行のため特別な支援をせずとも業務に支障はないが、日本人と同等の責任感をもって仕事に励むよう指導している。
- 積極的に地域活動に参加している。出入国在留管理局にも相談し、日本で初めて特定技能外国人での尼崎市消防団に入団した。地域の防災訓練や非常事態宣言時の広報・啓発活動を行っている。
- 新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発令中は、消防車で行っている広報活動の声は弊社の特定技能外国人のアナウンスであり、地域での評判も良く、貢献が大きい。



消防団の活動の様子



作業の様子

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- 作業能力をあげたり、日本語をもっと頑張っ自分の夢を実現できるように一生懸命頑張っています。
- 仕事は、品質や納期に関してたくさんのルールがあつても大変ですが、日本人と一緒に働くことはとても有意義です。

## 外国人の受入状況：2021年5月現在

- 特定技能1号のベトナム人、15名を受入れ中。
- その他、技能実習生が37名、特定活動が2名（国籍は全員ベトナム）。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 2018年に技能実習生の受入れを開始した。登録支援機関からの紹介で送出し機関とのネットワークを得て現地面談を行っている（現在はコロナ禍のためリモート面談に切り替え）。
- 特定技能の採用は原則、技能実習2号（一時帰国した技能実習生あるいは当社在籍の技能実習生）からの移行である。そうすることでより長期的な滞在を目指している。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 自社の技能実習2号修了者の採用を基本としている。
- コロナ禍により、帰国ができない他社の技能実習修了者も12名採用した。製造分野特定技能1号評価試験を受験してもらい、対応可能な業務区分を広げていきたいと考えている。



作業の様子



会議の様子

### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 技能実習時から継続して技能形成にむけた指導をしている。管理者登用を見据えて、現場の技能実習生に指導する役割を担わせ、作業指導や生活指導を徹底している。
- 技能育成のための指導は最初の1年半で集中して行う。それ以降は生活・モラルの指導のウェイトが重くなっていく。在留期間の長さに応じて「慣れ」が生じてくるため注力していく。
- 職場での交流会を開催している。その後、1日かけて山口の観光名所や提灯祭りへの参加等を促している。そのほか、地元の青年会主催の祭りの屋台の手伝いや地域でのスポーツ交流会へ参加している。



職場での交流会



山口の観光名所巡り

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- 電気機器組立ての作業、及び周辺作業に従事しています。
- 特定技能へ移行した理由は、収入面と就労・生活環境の良さです。日本人は皆さん優しいです。これからも、仕事をたくさんしていきたいと考えています。

## 外国人の受入状況：2020年11月現在

- 特定技能1号のベトナム人、2名を受入れ中。
- その他、技能実習生が6名（国籍は中国）。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 2020年11月から、特定技能1号のベトナム人2名を受け入れている。
- 受入れのきっかけは、技能実習生受入れのサポートを依頼している監理団体からの紹介であり、他県の同業他社での技能実習修了後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で帰国が難しくなった人を採用することにした。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 同社では、2005年頃から中国人の技能実習生を継続的に受け入れている（当時から資本を一部出資し、技術提携している中国企業があることが理由）。
- 現在は同業他社での技能実習修了生を受け入れているが、今後は同社で技能実習を修了する人や、帰国済みの技能実習修了生の中で、同社での就労を希望する人を特定技能で受け入れていきたい。
- また、同業他社での技能実習修了生で日本での就労継続を希望する人についても、即戦力として採用していきたい。
- 外国人の方々も、慣れ親しんだ仕事内容や職場環境で、継続して仕事をするほうが、ストレスもなく、能力を発揮できるであろうと考えている。



作業風景

### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 特定技能外国人材は同社での技能実習修了生ではないため、採用時の処遇は高校新卒の社員と同等とし、入社後は社内資格の取得も進め、日本人と同じ基準で能力の評価を行い、それに見合った昇給や賞与の支給を実施していく予定。
- 特定技能外国人材、技能実習生とも地域の日本語教室に通っており、社外の人とも積極的に交流してもらっている。
- 特定技能外国人材、技能実習生とも全員女性であり、総務担当の女性社員や現地語を話せる登録支援機関（技能実習生の監理団体と同一の機関）の女性担当者が生活上の相談に対応している。また、安全に暮らせるよう、個室の社宅での共同生活を行い、以前からいる技能実習生が新しく来た特定技能外国人材に生活面でいろいろ教えてくれており、非常に仲良くしている。
- 登録支援機関とも連携し、働く外国人が抱えている困りごとをいち早くキャッチし、解決していくことで、風通しのよい職場環境が維持できるように心がけている。

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- Vさん：作業環境が良く仕事が楽しいです。仕事で分からないことがあれば日本人が優しく教えてくれます。日本の生活にも慣れ日本が好きになりました。
- Mさん：入社前は不安でしたが今は仕事にも慣れ、社宅での生活では中国の技能実習生の皆さんが色々と教えてくれたり手伝ってくれるため、感謝しています。

## 外国人の受入状況：2021年6月現在

- 特定技能1号のタイ人、3名を受入れ中。
- その他、技能実習1号が10名、技能実習2号が30名、永住者が2名（国籍は、永住者1名（中国）を除き、全員タイ）。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 当初は中国人の技能実習生を受け入れていたが、10年前にタイの現地事務所を開設し、工場も設立したのを機に、日本で技能実習を修了したタイ人に帰国後も当社の現地事業所で働いてもらうことも想定して、6年前からタイ人に切り替えた。実際に、帰国後も引き続き現地の事業所で働いている人がいる。
- 現在受け入れている特定技能外国人材3名は、いずれも当社での技能実習2号の修了者である。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 基本的には、当社での技能実習修了者を特定技能に移行する形で採用することを想定している。
- また、当社での技能実習を修了し、一旦帰国した人材についても、お互いのニーズが合致する場合には、特定技能外国人材として再度採用したいと考えている。
- 技能実習修了予定者の中には、「特定技能に移行して、引き続き当社で働きたい」という人が多く、喜ばしく思っている。



技能実習生と特定技能人材合同で行ったBBQ大会（2019年にタイの水かけ祭りに合わせて実施）



フォークリフト運転の様子



技能実習生に指導する特定技能外国人材

### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 日本人も外国人も分け隔てなく評価しており、1名は職場グループのリーダーを務めている。また、新しく入ってきた技能実習生の先輩として、先頭に立って指導してもらっている。
- 3名全員が自発的にフォークリフトの資格取得を希望したため、勉強のための時間の確保や費用負担などの支援を行った。仕事の幅が一層広がり、頼られることも増え、仕事に対するモチベーションが大きく向上した。
- 外国人労働者全員を対象として、定期的に業務や生活上の困りごとに関するヒアリングを実施している（タイ語ができる自社の技能実習指導員が対応している）。課題を早期に把握し、適切に対応するためヒアリングを非常に重視している。
- 現在はコロナの影響で休止しているが、ベトナムの「水かけ祭り」の時期に合わせた小旅行やBBQ、地域の日本語学校でのボランティアとの交流、近所のサッカー場に集まる地域住民とのサッカーなどを通じて、社内や地域の日本人と交流している。

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- Aさん 日本に来るまでは、どうやって生活をしていくかとても不安でしたが、先輩や上司が買い物に連れて行ってくれたり、丁寧に生活指導をしてくれました。また、仕事も親切に教えていただき、とてもうれしいです。
- Bさん 日本での仕事が決まった時は、仕事や人間関係がうまくいくかとても不安でした。しかし、先輩が丁寧に教えてくれて、すぐに仕事ができるようになりました。会社の人もやさしく、やりやすい環境だと思っています。

## 外国人の受入状況： 2021年3月現在

- 特定技能1号のベトナム人、4名を受入れ中。
- その他、技術・人文知識・国際業務が4名（国籍はベトナム、ミャンマー）、技能実習生が1名（国籍はベトナム）、特定活動が1名（国籍はベトナム）。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 技能実習期間の3年を経ると、日本語能力も伸び、溶接や機械加工等の技術も日本人社員に匹敵するにもかかわらず、本国に帰国しなければならぬ状況があった。現場としては非常に残念かつ惜しいと感じていた。
- 本人の意向、受入れ現場の意向を双方確認した上で、即戦力として、また社内での活躍を期待できる人材であるとして受け入れることを決めた。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 特定技能外国人材は、自社での技能実習2号修了者、および帰国した他社での技能実習2号修了者等を採用している。
- 技能実習生受入れ時には、日本語の修得、日本での生活マナーの指導や、業務面でイチからの教育等、さまざまな手間暇がかかる。
- だが、特定技能1号は、基本的に技能実習2号修了者を受け入れることを考えており、日本語能力を含む、日本での生活力及び技能がすでに備わっているため、生活面・業務面でイチからの教育は必要なく、入社後すぐに即戦力として活躍してもらっている。



部品溶接工程



プレート溶接工程



機械加工工程

### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 必要な支援・フォローは行うが、「外国人だから」という理由で特別なことは何もしていない。日本人社員と同じように話をし、処遇し、社内行事等で交流することが重要だと考えている。
- 自社内で技能実習から特定技能1号へと移行した事例が生まれたことで、技能実習生たちにとっても今後の展望が開け、モチベーションが高まり、実習に向かう姿勢が積極的になった。
- 特定技能1号外国人の1名を主任に任命した。外国人就労者のリーダーとして活躍してもらっている。
- 登録支援機関を使わず、全て自社支援とすることで、技能実習時には発生していた監理費等がなくなり、その分本人の給与の増額が可能になった。毎年の給与見直し時の昇給や、賞与も支給している。
- 自動車やバイク免許取得の希望があった際には、免許取得の支援や、自動車等の購入・保険の手続きなどの支援も行っている。



社内懇親会（バーベキュー）



様々な在留資格で就労する  
外国人スタッフ

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- Dさん：慣れ親しんだ職場で継続して仕事をしたいと思った。他社での就労は考えなかった。日本人従業員も皆優しく仲良くしてくれる。
- Nさん：仕事にも慣れ、日本にも慣れて楽しく暮らせているし、10大澤工業には外国人スタッフも多く、働きやすい環境。

## 外国人の受入状況：2021年12月現在

- 特定技能1号のインドネシア人3名、中国人2名を受入れ中。
- その他、技術・人文知識・国際業務が3名、永住者が2名、技能実習生が4名、特定活動が2名（国籍は全員中国）

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 12年程前から技能実習（3年間）で受け入れて、日本の技術・品質を教育し、中国の合併会社で活躍してもらっている。
- より長期的に一定の技術力のある人材が必要で、特定技能の受入を始めた。
- 最近では技能実習生にもばらつきがみられるが、当社の特定技能外国人は技術、日本語能力ともに高く、社員同士にもなじんでいるため、貴重な戦力として考えている。5年で帰国させるのは惜しいので、ビザ延長制度ができると嬉しい。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 特定技能の中国人2名は、当社の隣の立地する会社で技能実習として働いていた人で、日本での就労を希望していたことや、当社で働いていた中国人とも仲がよく、いい人だったので採用した。当時、中国人の特定技能外国人材の受入れが稀で、中国での試験開催はなく、実習生時代に働いていた会社は倒産し、手続きが非常に困難だったが、入管等との長いやり取りを経て何とか特定技能として採用することができた。
- 特定技能のインドネシア人は、人材紹介をしているインドネシアの知人より、就職先を探しているインドネシア人を紹介してもらった。



朝礼後の朗読をしている様子



### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 日本語学習も兼ねて、社内行事として毎朝、当番制で人間力を高めるための本を読んで感想を発表してもらっている。特定技能の人には、日本語が少し難しく大変らしいが、毎回社長がねぎらってくれるため、頑張っている。
- 技術の向上のため、溶接などに関して、月1回社外の専門の先生から学ぶ機会を作っている。特定技能外国人材は優先して受講できるようにしている。
- 業務では、特定技能の人と日本人が混ざりあい、切磋琢磨しながら、楽しく働けるように、チーム構成を工夫している。
- 社内の交流行事はコロナ禍であまりできていないが、忘年会や表彰など積極的に行っている。
- 住まいは、会社寮を提供している。インドネシア人もいるため、本人たちの意見を聞きながら、礼拝場所を作ったりもしている。また、寮が汚くならないように、定期的に確認、指導している。



鏡開きをし、せんざいを食べている様子



自社製作のコンロで忘年会BBQの様子

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- Aさん 金田の従業員のみなさんは、楽しい人が多いです。細かく作業指導や指示をしてくれるのでとても働きやすいです！
- Bさん 社長がとても親切で、私たちの服装、食べ物、住居、交通手段などいろんな面で気にかけてくれます。家族のように接してくれるので、母国と同じだけの安心感があります。

## 外国人の受入状況：2021年2月現在

- 特定技能1号のベトナム人、5名を受入れ中。
- その他、技術・人文知識・国際業務が4名、技能実習生が22名（国籍は全員ベトナム）。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 中国・韓国とのコスト競争の中、製作面でのコスト削減が限界になり、海外での製作を視野に入れることになった。当初は中国・韓国を検討していたが、様々な情勢を考慮して、ベトナムに目を向けた。将来的なベトナムでの製作も視野に入れて、まずはベトナム人の技能実習生を受け入れることにした。
- また、溶接に関しては、求人への応募がなかなかなく、人手不足が生じており、技能実習生も、修了後の継続的な就労を希望したため、特定技能に移行することにした。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 2006年に技能実習生の受入れを開始し、継続的に受け入れている。現在在籍している特定技能外国人材は、全員技能実習修了生である。
- 今後も、同社、または協力会社での技能実習を修了したベトナム人を中心に、特定技能外国人材を積極的に受け入れたい。



日本語教育



機械加工作業



溶接作業

### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 特定技能外国人材は、自ら住居を確保することになっているが、難航したため、技能実習生なども入居しているアパートに住んでもらうことにした。
- ベトナム人の受入れ当初は、現地の習慣で、大声で飲み会やカラオケをすることがあり、近隣住民が警察に通報したこともあったが、現在は、ベトナム人の生活全般の世話役を置き、地元ともコミュニケーションを取りながら、良好な関係を保っている。
- 年1回、同社及び協力会社の従業員と家族が集まるイベントを開催している。ベトナム人もフォー（麺料理）をふるまい、好評である。
- 仕事に関しては、できるだけ本人たちに任せることで、モチベーション向上を図っている。溶接の場合は非破壊検査をするが、日本人よりも成績が良いと本人たちも喜んでおり、技術の向上も可視化されるため、やりがいを感じられるようだ。



家族会でのもちつき



フォー（麺料理）のふるまい

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- Aさん：先輩や上司が丁寧に教えてくれて、今ではとても頼りにされるようになりました。休日に上司と出掛けるくらい打ち解けています。
- Bさん：最初は不安でいっぱいでしたが、なんでも相談できる生活指導員がいるので、日本で生活も充実しています。

## 外国人の受入状況：2022年1月現在

- 特定技能1号のタイ人4名、インドネシア人2名を受入れ中。
- その他、外国人が14名ほど（技術・人文知識・国際業務が6名、技能実習3名、その他定住者等）。国籍は、タイ、中国、フィリピン、ミャンマー、ブラジルなど。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 25年程前から中国とタイから技能実習生を受け入れている。
- 特定技能は長期で働くことができ、技能のある人材で即戦力になると考え、受け入れ始めた。最初は技能実習生の希望もあり、技能実習から特定技能への移行する形での受け入れたが、今後も積極的に受け入れたいと考えている。
- 2年程前からは技術・人文知識・国際業務で、国内の留学生の採用を始めた。当社に興味を持ってくれる外国人がいることや、日本で働きたいと思っている外国人がいることに気づき、継続して採用している。外国人については、国籍に偏りが無い方が日本語が上達するので、国籍にこだわりはなく受け入れている。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- タイ人の特定技能外国人材は、当社で技能実習3号を修了した人の移行である。
- インドネシア人は、登録支援機関からの紹介で、他社で技能実習2号を修了し、帰国した人材を採用した。日本語が流暢で、とても意欲もあり、技能が当社の求めているものと一致したことで採用につながった。
- 今後は、ジョブフェアなど他の方法での採用も検討している。



作業風景

### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 資格取得支援に力を入れている。日本語能力試験に合格した場合に手当をつけたり、受験費用を負担したりしている。受験費用については、モチベーションを高めるため、合格の場合は会社が全額負担、不合格の場合は半額負担としている。
- また、工場板金技能士やビジネス・キャリア検定の試験も受けており、合格した級に応じて手当をつけている。試験準備のために、仕事終わりに、先輩が後輩に教える機会も作っている。
- 社内交流について、コロナ以前は、忘年会やスポーツ大会などをしてきた。現在は、代わりに毎月社内報を発行し、社員の頑張っている姿やプライベート、外国人の母国紹介などを掲載し、社内の交流を進めている。
- 昨年8月に新築寮を建設した。駅近でスーパーなどもあり、利便性がよい。寮にはホールも設けたので、コロナが収束したら地域住民との交流もしたいと考えている。
- 車の運転免許取得を希望する者が増えており、外国運転免許から日本の運転免許への切替え手続きの支援をしている。また、車を購入する際にも相談に乗り、トラブルにならないよう指導、支援している。

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- Tさん 仕事でもプライベートでも日本人の人たちがとても親切にしてくれます。仕事でわからないことがあれば丁寧に教えてくれるし、買い物でお米を買うときなどは車で送ってくれました。
- Rさん 寮ではみんなで一緒にご飯を食べたりしています。多国籍の方たちと交流できるのも楽しいです。スーパーやコンビニ、駅が近くにあるので新しい寮になってとても暮らしやすいです。 13



忘年会（2019）



2021年9月より開始した社内報冊子



納涼会（2019）

## 外国人の受入状況：2021年5月現在

- 特定技能1号のベトナム人、11名を受入れ中。
- その他、技術・人文知識・国際業務が13名（中国籍2名、ベトナム籍11名）・技能実習生が43名、特定活動が3名（全員ベトナム籍）。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 人手不足解消と優秀な人材確保を目的に、2019年より技能実習2号が満期になるタイミングで特定技能へ移行した。技能実習2号修了生を原則採用している。
- 仕事はまじめに行っているので3年間の業務経験を生かして継続して働いてほしいと思っている。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 技能実習2号修了生を特定技能として原則採用している。
- 特定技能に移行したのは、2019年の特定技能制度創設時である。技能実習2号が満期になる人材を対象にした。
- 特定技能への移行を希望する人材は全員採用している。結婚の適齢期でもあり、また、家族と会いたいなどの希望に応じて、一時帰国させている。



作業風景



### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 住まいは、「4人同居時に1人あたり約15,000円」を基準に、仮に4人で住まなくなった場合でも1人当たりの負担金額は増額せずに、会社が費用補填をしている。
- 日本語学校の教員を派遣してもらい日本語学習会を実施している。日本語能力試験の3か月前には就業時間内に開催することもある。
- ベトナム人社員が在籍しており、安全教育や金属プレスの講習などをフォローしてもらっている。近隣とのトラブルへの対応、自転車の乗り方の講習なども必要に応じて実施している。



社外研修会



地域のお祭りへの参加

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- 業務としては金属プレス加工、溶接がメインで製品の梱包なども業務として実施しています。
- 仕事を習得し、製品の最終検査員になりたいです。仕事は難しいですがやりがいがあります。生活が便利で日本人との交流が楽しいです。

## 外国人の受入状況：2021年3月現在

- 特定技能1号のベトナム人、15名を受入れ中。
- その他、技術・人文知識・国際業務が5名、永住者が2名、技能実習生が72名（国籍は中国・ベトナム・イギリス・台湾）。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 自社で技能実習を修了し、会社として是非残ってほしい人材であり、本人も引き続き日本での勤務を希望したため、特定技能外国人材として受入れを開始した。
- 技能実習受入れ当初は、日本企業が海外進出をしていくなか、その流れに乗り遅れないよう、海外展開の足掛かりを作ることにも企図していた。しかし、現在では半導体製造装置は日本での生産をするべき仕事であると判断している。その為にも特定技能は無くしてはならない制度だと思っている。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 特定技能外国人材は、自社での技能実習2号修了者を14名採用した。また、技能実習3号修了者も1名採用している。
- 登録支援機関は、外国人技能実習制度の監理団体と同一法人であり、担当者はベトナム人である。ベトナム語への翻訳、悩みの相談相手、住居近くの地域のお祭りなどに連れて行くなど、さまざまな役割を果たしてもらっている。また、技能実習生として採用する際のweb面談のフォローなど、細やかなコミュニケーションも取れている。
- 特定技能1号が創設されたことを受け、今後は技能実習2号修了者の次のステップとして、技能実習3号ではなく、特定技能1号に変更していきたいと考えている。



作業風景



### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 通勤や近隣の移動手段として、技能実習生時代から全員に原付バイクを支給している。来日1カ月後に原付バイクの運転免許を受験するため、社内にて翻訳し送付したテキストや参考資料で、来日前から勉強している。これは来日後の日本語学習にも繋がっている。
- 家賃は特定技能外国人材・技能実習生とも全額会社負担としている。
- 日本語学習は、現場でのOJTを基本としている。それ以外はプライベートな時間まで強制したくないためテキストを配布する程度とし、自主性に任せているが、日本語能力試験（N3/N2等）に合格した際は、受験料支給+お祝い金などのインセンティブを与えている。



会社主催イベント

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- 実習生として3年間に会社の皆さんにサポートしてもらい育てて頂いて、大変感謝しています。みんなのおかげで仕事は楽しいです。今、特定技能というビザになっていますが、これからも全力を尽くして仕事を頑張りたいと思います。
- 仕事にも慣れ、日本にも慣れて楽しく暮らせているし、たくさんの仕事経験や、日本語などを色々教えて頂き、全員にバイクを支給しています。いい会社だと思います。

## 外国人の受入状況：2021年5月現在

- 特定技能1号のベトナム人、3名を受入れ中。
- その他、技術・人文知識・国際業務が2名、技能実習生が3名（国籍は全員ベトナム）。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 人手不足対応と優秀な人材を確保するために受入れを開始した。
- 真面目でひたむきに働く外国人材は当社にとって必要不可欠な存在であり、一時的な人材という考えはない。
- 自社の技能実習修了者から移行した2名（資格変更と帰国者の呼び戻し）と、他社の技能実習修了者から移行した1名の計3名を受け入れている。他社からの転職者は当社で技能実習2号として働いている実習生の兄にあたる。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 2019年11月1名再入国：技能実習第1期生（2015.12入国-2018.10帰国）の採用
- 2019年12月1名：技能実習2号からの在留資格変更
- 2019年12月1名：他社での技能実習修了者の受入れ（現在当社で技能実習2号として働く実習生の兄にあたる）
- なお、上記1人目と2人目は、特定技能1号同士で結婚し、現在子どもが生まれて、女性の方は育児休暇中。
- 当社における特定技能外国人材の位置づけは、技能実習生の延長ではなく、未来の管理職として期待できる人材と考えている。



仕事風景



### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 自社独自の評価シートを作成し、技能レベル、日本語レベル、勤務態度、経験等を年2回評価し、今後の目標を本人と確認しながら処遇に反映させていく仕組みを運用している。本人の能力や頑張りに応じて引き上げていくのでモチベーションを高められる。
- 就業環境及び生活環境を整えることが定着率向上や、業務生産性の向上に繋がると考え、今から3年前に事務所を一新した。開放感のある作りにした。
- 業務に関する作業要領書の翻訳に加え、地震や防災関係に関する案内も翻訳し、意識啓発に努めている。
- 外国人材の現地にいる家族とも連絡を取り、関係を構築している。
- 自ら仕事を主導し、後輩を牽引していく考え方を日々のミーティングのなかで教え、実践させている。



交流会の様子



特定技能外国人材

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- 日本語やクレーム対処など対外的な難しい問題もありますが、努力すれば地位が上がり、責任ある立場で働くことができるためやりがいを感じています。自ずと給与も高くなります。
- 今後も、5年を超えて、ずっとこの会社で社長と一緒に働きたいです。

## 外国人の受入状況：2021年5月現在

- 特定技能1号のベトナム人、5名を受入れ中。
- その他、技術・人文知識・国際業務が3名（国籍はベトナム、ネパール）、技能実習生が37名\*（国籍はベトナム）。

\*内1名は、2021年6月中に特定技能1号へ資格変更予定

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 2004年からベトナム人の技能実習生の受入れを始めた。
- 全従業員96名のうち、40名が技能実習生であり、ベトナム人の技能実習生は真面目で責任感が強い。今では日本人従業員も外国人と共に働くことが当たり前の環境となっている。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 特定技能1号は、技能実習3号修了者から移行するという方針を基本としている。技能実習2号から3号を経て、特定技能1号へと移行することで、在留期間が最大10年となり、大きい戦力となる。
- 少しでも長く日本で働きたい技能実習生が多い。技能実習2号修了者の約80%は技能実習3号への移行を希望している。3号へは、本人の意向があれば、大きな問題がない限り全員変更している。
- 技能実習3号から特定技能1号への移行は、会社でセレクションを実施し、日本語レベルがN3以上で、かつ、指示を理解できコミュニケーションが問題なく図れるか等を評価し、面談を実施して決定している。
- 登録支援機関は、外国人技能実習制度の監理団体を兼ねている。求められる必須支援事項は登録支援機関に委託しているが、長年わたって多数の技能実習生を受け入れているため、外国人への生活面のケアや、仕事の教え方などに関しては自社内でノウハウがあり、会社と監理団体のダブルケア体制としている。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 特定技能外国人材のほか技能実習生に対しても、日本人と同等の待遇を徹底している。また、外国人側が会社に気を遣って我慢してしまうことがないように、ベトナム人社員の係長を通じて、生の声をキャッチし、風通しのよい職場づくりを心掛けている。
- 特定技能1号には、主任・係長といったさらなるキャリアアップの道も開いている。職務遂行において問題ない日本語レベルで、かつ、職務技能も相当と認められる人材は昇格させたいと考えている。
- 特定技能外国人材・技能実習生のあらゆる作業に関わる資料について、ベトナム語を併記している。また、技能実習生への職務指導は、日本語水準を考慮しながら、日本人社員が日本語で指導している。
- 外国人本人から日本語能力試験の勉強の希望があれば、昼休みに日本人社員がマンツーマンで教えており、日本語能力試験合格者には手当を毎月支給している。



作業風景



日本語学習支援



会社主催イベント

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- 日本での暮らしにも慣れ、仕事もかなり覚えたので、引き続きここで働き続けられたらと希望していたので、この制度ができてよかったです。自分ももっと成長したいし、家族を引続き支えることもできて嬉しく思っています。

## 外国人の受入状況：2022年1月現在

- 特定技能1号のベトナム8名、インドネシア人3名、ミャンマー人1名を受入れ中。
- その他、技能実習生が6名（国籍はベトナム）。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 3年前に技能実習生の受入れを始めたのが、外国人材受入れのきっかけである。
- 2021年9月から特定技能外国人材の受入れを開始し、翌年1月まで、毎月1～2名を継続して採用している。
- 当初の予定では定期的に技能実習生を受け入れることとしていたが、コロナ禍で新規入国が難しくなったことと、特定技能外国人材は、技能実習生とは異なり、一人の労働者として日本人と同程度の処遇で雇用することができるため、人員確保を目的として受入れを開始した。
- また、技能実習を修了した特定技能外国人材は、スキルや日本語能力についても一定の水準を期待できることから、継続的に受入れを進めることとなった。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 現在受入れている特定技能外国人材は、他社での技能実習修了者である。
- 特定技能評価試験の合格者を採用することも検討はしていたが、現時点では合格者の母数が少ないため、実態としては技能実習修了者の採用が中心となっている。



作業風景



社内交流・懇親の様子



### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 従事する業務に対応する職種の技能実習を修了している人材については、技能に対する評価として、時給に上乘せを行っている。
- 現時点では日本語能力による評価は行っていないが、今後は日本語能力試験の合否や業務評価に応じた昇給制度を設けることも検討したいと考えている。
- コロナ禍以前は、地域の日本語教室や、地域コミュニティのイベント等への参加を促し、日本での生活や日本の文化を知ってもらうための機会を設けていた。
- 人材は会社が用意した一人一部屋のアパート（家具・寝具付き）に居住している。その他、各人が利用できる自転車を貸与している。
- イスラム教徒には職場にプレイルームを用意して、お祈りの時間も配慮している。
- 文化の違いもあり、以前は部屋で騒いでしまうこともあったが、丁寧に注意したことで改善した。地域住民とも良好な関係性が保たれている。

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- Aさん 住みやすい環境で、わからないことも日本人、ベトナム人の先輩社員に教わりながら覚えていけます。病気の時は病院に連れて行ったり、フォローしてくれて安心です。
- Bさん ここはみんな優しいからプレッシャーを感じることもないです。初めは大変かもしれないけど長く働けば大丈夫です。

## 外国人の受入状況：2021年6月現在

- 特定技能1号の中国人、2名を受入れ中。
- その他、技術・人文知識・国際業務が2名、技能実習生が9名、永住者が8名（国籍は、永住者1名（ペルー）を除き、全員中国）。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 2005～2006年頃に、中国の技能実習生の受入れを始めた。
- これまでに3名の特定技能外国人材を受け入れている（うち1名は既に退職）。
- 日本人の採用と長期定着が難しい状況下において、特定技能外国人材は今後も重要な戦力となる。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- これまでに受け入れた3名の特定技能外国人材のうち、2名が技能実習2号、1名が技能実習3号を自社で修了している。
- 今後も、基本的にはこれまでと同様に、自社で技能実習を修了し、特定技能へ移行する人を採用したいと考えている。
- 特定技能外国人材の給与基準は、正社員と同一であり、各人のスキルや就業態度等に応じて昇給するようになっている。
- 登録支援機関は、技能実習の監理団体と同一の団体である。各種申請の手続きや、外国人材の日常生活支援等を委託している。



作業風景

### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 登録支援機関主催の日本語勉強会への参加を促している他、日本語能力試験の合格者への報奨金制度を設け、日本語能力の向上を支援している。
- 外国人材と良好な関係を築くためには、相手の文化や考え方を尊重することが重要であるという考えのもと、バーベキューパーティ等の懇親の場を設けたり、日本人社員向けに中国語教室を行うなど、相互理解を促進するための取組を実施している。
- 特定技能外国人材は家族を帯同することができないので、母国の家族と会うために一時帰国の希望があった場合には、可能な限り実現できるように支援している。
- 地域の催しやゴミ拾いなどのボランティア活動等への参加を促しているが、コロナ禍により、近年は活動に参加できない状況にある。



会社主催のバーベキュー



社内クリスマスパーティ

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- Aさん 社長を始め会社の先輩達は、仕事の面や生活の面でも親身になって面倒を色々見てくれて、優しくしてくれます。会社のイベントも多くて、いつも楽しいです。
- Bさん 自分は外国人ですが、社長達は自分を家族のように接してくれて幸せです。できれば母国の家族も日本に呼んで、ずっとここで働きたいです。

## 外国人の受入状況：2020年11月現在

- 特定技能1号のミャンマー人、5名を受入れ中。
- その他、技能実習生が9名、特定活動が3名（国籍は全員ミャンマー）。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 20年以上前から中国人技能実習を受け入れていたが、ミャンマー人の知人が送出し機関を行っており、2013年頃からミャンマーの技能実習生を受け入れている。
- 受入れ当初は、批判的な意見も多かったが、今後、電気業界も人手不足になるという問題意識があり受け入れることにした。いざ技能実習生に来てもらうと、とても作業が早く優秀で、自社の技能実習修了者を特定技能に移行した。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 特定技能外国人材は、5名のミャンマー人を採用している。自社での技能実習2号修了時に資格変更を行った3名と、2年ほど前に技能実習2号を修了し、帰国した人を特定技能の制度ができたことにあわせ呼び寄せた2名がいる。
- 特定技能外国人材はスキルの高い業務を行っており、日本語も伝わるので、日本人と同じ感覚で指導している。また、技能実習生を指導するリーダーとして育成している。
- 技能実習から特定技能への選抜は、日本語能力や技術を評価している。「特定技能なら給与や評価に差がつく」と技能実習生の目標になっている。
- 顔が見える関係ができていたので、他社に転職することはあまり心配していない。また、他業種への転職という面でも、製造業は就業日や就業時間が規則的で働きやすいようである。
- 特定技能試験合格者の採用にも取り組んでおり、近隣のプラスチック関連企業から特定技能に資格変更したいミャンマー人を紹介され、休日に「電子機器組立て」試験対策を休日に3回ほど実施し、受験日当日も付き添った。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 登録支援機関を別会社で設立しているが、長年の外国人受入れのノウハウがあるため、自社の特定技能外国人材に関する支援はすべて社内で行っている。入管庁の手続きは、行政書士に委託している。
- 採用する際に、「働くうえで、お金だけでなく是非日本語を覚えてほしい」と伝えている。また、日本語習得に意欲のある人は、週1回地域の日本語教室に通っているが、休日の自由時間を割いてまで強制はせず、個人に任せている。習得のスピードは、性格によるものなどもあり、まちまちである。
- 作業マニュアルは、ミャンマー語にして写真を多く取り入れて渡している。



交流会の様子



作業風景

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- 時給が上がってうれしかった。
- 日本で働ける期間が増えてよかった。
- みんながやさしくしてくれる。
- 同じミャンマーの仲間がいるから寂しいけど頑張れる。
- 日本語の勉強ができる。

## 外国人の受入状況：2021年12月現在

- 特定技能1号のベトナム人、5名を受入れ中。
- その他、技能実習2号が4名（国籍はタイ）、特定活動が2名（国籍はベトナム）、技術・人文知識・国際業務が12名（国籍はベトナム）、永住者・定住者が7名（国籍はフィリピン）、日本人の配偶者が1名（国籍はフィリピン）、家族滞在が3名（国籍はベトナム）。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 2021年6月に技能実習を修了したベトナム人が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で帰国できなくなった。また彼らと交代で入国予定であった技能実習生が入国できなくなったため、欠員が生じることになった。折しも、過去に当社での技能実習を修了して帰国したベトナム人を特定技能として再雇用することを検討していたため、帰国できなくなった技能実習修了生についても特定技能に移行し、引き続き仕事をしてもらうことにした。
- 外国人の最初の受入れは約4年前で、技能実習生10名と、技術・人文知識・国際業務のエンジニア2名を採用した。社長がベトナムの送出し機関と懇意にしていたことが採用のきっかけであり、全員がベトナム人であった。
- タイに関連会社があるため、海外工場についてはある程度経験があったが、将来的に海外で拠点を設置する際の幹部候補を育成するという狙いもあった。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 全員が自社における技能実習修了生である。



### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 技術・人文知識・国際業務の外国人については、「3年以上勤続」「日本語能力試験N3以上合格」「知識・スキルが要求水準を満たしている」という3つの条件をクリアすれば、正社員として採用している。正社員になると賞与と退職金が支給され、帰国後に職を探す場合も、日本で正社員として働いていた実績があると、待遇面で有利になる。今後は、特定技能外国人材も正社員登用の対象とする見込みであり、3年以上勤めることで、インセンティブがあることが明確になっているため、モチベーションの向上につながるものと考えている。
- また、先輩外国人（5年目の技術・人文知識・国際業務外国人）が、係長として外国人従業員のとりまとめ役となっている。管理職に登用されている先輩の姿は、特定技能外国人材のモチベーションの向上にも大きく寄与していると考えている。
- 生活に車が必須の地域であるため、車を持っていない外国人従業員のために、毎週1回買い物送迎を行っているが、新型コロナウイルス感染症拡大以降は人数を減らしているため、ネットスーパーで買い物ができるよう、法人名義のクレジットカードを外国人従業員へ貸与している（利用分は給料から控除）。

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- Aさん：コロナ禍でベトナム本国の家族も困っている中、会社が親身になって相談に乗ってくれて、家賃の免除などの配慮をしていただき、とても助かっています。
- Bさん：正社員登用は、とても魅力を感じています。先輩が管理職として活躍しているのを見て、自分も同じように頑張り、給料をUPさせたいと思います。

## 外国人の受入状況：2021年9月現在

- 特定技能1号ベトナム人22名、フィリピン人8名を受入れ中。
- その他、正社員6名、契約社員2名、派遣社員42名である（国籍は中国、フィリピン、ブラジル、ペルー、カンボジア、ベトナム、タイ）。現在、技能実習生はいない。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 2006年に親会社の協力会社から技能研修生監理団体を紹介してもらい、2007年より技能実習生を受け入れ始めた。
- 技能実習生は相模工場（神奈川県）で受け入れているが、2018年から3年間は、本社の吾妻工場（福島県）でも10名程フィリピン人を受け入れている。
- 2019年に特定技能制度ができてから、技能実習生を特定技能に移行させた。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 全員、自社で技能実習を修了した人の移行である。
- 吾妻工場で働いていたフィリピン人技能実習生のうち、銑鉄鋳物関係の実習生は、現在、相模工場で特定技能として働いている。
- 特定技能へ資格変更する際は、在籍する技能実習生全員に労務契約条件を提示して希望者のみを変更した。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 最初に日本語教育を徹底的にすることを大事にしている。日本語がわかれば、仕事もしっかりしてくれるし、生活面も自分たちで対応できる。
- 日本語能力試験は会社負担で受けさせている。N2を最終目標にしており、全員N3・N4を持っている。
- 日本語学習は、監理団体の通訳を入れた社内教育、監理団体によるサポート教育、自己学習等の方法で行っている。
- 業務に必要な技能資格（特別教育に限る）について、テキストや講義内容を事前に翻訳し、当日通訳を呼んで、社内で受講できるようにした。
- 本人たちは、将来のキャリアのために日本語能力試験や技能資格を取得することを重要視しており、それをサポートしている。
- 相模工場には、外国人の派遣社員が多く、外国人も過ごしやすい環境ができています。
- 帰国した技能実習修了生からも再雇用のオファーが来ている。

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- Aさん 皆さん優しく仕事を教えてくれて覚えやすいです。
- Bさん 生活にも、作業にも大分慣れてきて過ごしやすいです。



作業風景

## 外国人の受入状況：2022年7月現在

- 特定技能1号のベトナム人、5名を受入れ中（1名申請中）。
- その他、技能実習生が10名（国籍はベトナム・ミャンマー）。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 国籍問わず、また在留資格を問わず人材が財産だと考えており、個々の成長を願い、技能実習生の受入れを継続してきた。
- 単純業務でもなく、極めて高い技術やスキルがなければできない業務でもないような、中間技能の業務を担える人材が不足。技能実習を当社で3年間経験し、関係性も築けている技能実習生を特定技能1号として再度受け入れたいという思いを持っていた。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 自社で技能実習2号修了者を採用（一度帰国した後に再来日）。技能実習修了者の中から特に即戦力として期待したい人材について、特定技能1号への在留資格変更を行った。
- また、技能実習受入れ時点で、必ず社長が現地で面接を実施。受入れを決めた実習生には、働くことを通して社会に貢献する喜びや、これまで育ててくれた親への感謝を実感してもらうため、ベトナム現地の孤児院に行くことにしている。
- 特定技能1号として受け入れるにあたっては、本人の保護者にも会いに行き、お子さんがこれからさらに最長5年間、日本で働くことについての意思確認と同意の場を持つようにしている。
- 登録支援機関は利用していない。20年以上の技能実習生の受入れ経験から、外国人受入れに係るノウハウが相当蓄積しているためである。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 地域の清掃活動や、お祭りへの参加、社内イベントの企画・運営等、企業内外の活動にも積極的に関わってもらっている。特に、少子高齢化により地域のお祭りが存続危機になっていたが、町内会から相談を受け、10年前から実習生たちが参加し、盛り上げている。
- 日本語能力向上のため、毎年7月と12月に実施される日本語能力試験を受験する技能実習生、特定技能外国人材を対象に、試験の2～3カ月前から、N2・N3にクラス分けをして、週2～3回の日本語勉強会を開催している（周辺の他社に在籍する技能実習生等も参加）。
- 日本人職員と同様、給与の支払い時には、明細と一緒に、社長から労いの気持ちを書いたメッセージを日本語、母国語で添えて、お礼を伝えている。



お祭りへの参加



社内での日本語勉強会



メッセージ付の給与明細

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- 日本に来たころは苦労ばかりでしたが、仕事をして自分が強くなり、家族を助けていることに気づくことができました。仕事に慣れてきた今、次の目標は、より速く良い製品を作れるようになることです。
- 日本人の考え方やマナー、サービス等も学んでベトナムに持ち帰りたいです。日本に来て、自分が思っていた能力以上のことができるようになって成長できたと感じます。

## 外国人の受入状況：2022年7月現在

- 特定技能1号のタイ人78名、フィリピン人3名を受入れ中。
- その他の外国籍社員が14名（国籍はタイ、中国、ベトナム等）、技能実習生が67名（国籍はタイ）。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 業務拡大の中で人手を必要としているが、なかなか日本人の技能工が採用できず、特定技能の人材を充てていきたいと考えている。
- 特定技能の終了後に自社の海外拠点で働いてくれることにも期待している。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 特定技能外国人材は、自社での技能実習2号修了者を採用した（在留資格切替と一度帰国した方の再来日）。
- また、外国籍の正社員として、①日本の大学留学経験者を採用すると共に、②日本人と結婚した元技能実習生等を採用し、特定技能外国人材と一緒に働いてもらうことにより、外国人同士の良好な関係性が構築できるように工夫している。



鋳造工程（メイン業務）



加工検査工程（付随作業）

### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 日本語能力の高い特定技能外国人材が作業要領書をタイ語へ翻訳すると共に、業務上のマニュアルもタイ語で整備している。
- 技能実習生と特定技能外国人材をはじめ、外国人をラインに混在させることにより、外国人同士で技能伝承ができるようになっている。
- 日本に不慣れな技能実習生が体調不良になったときには、特定技能外国人材が親身になって付き添い等をしてきている。
- 社内外の行事にも、分け隔てなく積極的な参加を促し、社内運動会や社員旅行、地域のお祭り等で交流を図っている。



タイ語作業要領書



運動会（ミノリンピック）、地域の夏祭りへの参加

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- Aさん：日本人は皆優しく、会社のイベントも多く、仕事もプライベートも充実しています。
- Bさん：日本に来るまではとても不安でしたが、先輩や上司が丁寧に教えてくれたので、今では頼りにされていてうれしいです。

## 外国人の受入状況：2021年11月現在

- 特定技能1号のベトナム人62名を受入れ中
- その他、技能実習1～3号が60名程、特定活動が11名、技術・人文知識・国際業務が6名（いずれもベトナム）、帰化者が数名（フィリピン、ネパール）

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 20年程前から中国の研修生を受け入れ始めた。
- 10年程前からはベトナムの技能実習生を受け入れている。
- 特定技能制度ができてからは、技能実習生、特定技能外国人両方を受け入れている。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 大きく3つの採用ルートがある。
  - ① 技能実習で提携している現地の送出し機関に、特定技能1号の人材を募集してもらう方法
  - ② 当社の技能実習修了生を特定技能に移行させる方法
  - ③ 国内の関係機関（ベトナムで提携している送出し機関のネットワーク）を通じて募集し、採用する方法
- 現在は1番目の採用が大きい。今後も人員を拡大したいと思っており、3番目の方法も積極的に活用していきたいと思っている。
- 今後はネパールからの受入れも検討中である。
- 特定技能は転職が自由な在留資格ではあるが、突然の退職などには非常に苦労している。



<新築の寮・引っ越しの様子>



<作業風景>

### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 地方にある企業なので、特定技能外国人に来ていただくためには、できる限り、求職者の求める環境を整備する必要がある。
- 仕事面では、一方的な指導にならないよう、本人が理解しながら進められるようコミュニケーションをとっている。
- また、専属の通訳2人を配置している。1人は専門的な日本語の翻訳も可能で、半導体電子部品につけられる各種マニュアルや製造工程の使用書・手順書の翻訳も行っている。
- 生活面では、現在、新築の特定技能外国人専用の寮を建設し、1人1部屋与えられるような住環境の整備を行っている。
- 日本語学習を行いやすいよう、e-learningを提供し、学習ルームも整備している。
- 登録支援機関と連携し、月に3回程度相談できる場を設けている。
- 花見や餅つきなど、地域の人とコミュニケーションをとる機会も作っている。（現在はコロナの影響で実施していない）

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- Aさん 技能実習の3年間で村田産業に在籍した後ベトナムへ帰国していましたが、その会社から特定技能1号の募集がかかりましたので直ぐに応募して、今こうしてまた大好きな会社で頑張ることができています。
- Bさん 村田産業は思っていたよりももっと田舎で少し不便ですが、コロナ制限が緩和されたので休みの日には遠くの友達に会いに行けることになり嬉しいです。また会社には専任の通訳の方や組合の支援担当の方がおり、優しいのでいろんな相談ができて快適です。25

## 外国人の受入状況：2021年3月現在

- 特定技能1号のインドネシア人、3名を受入れ中。
- その他、技術・人文知識・国際業務が1名、技能実習生が24名（国籍は全員インドネシア）。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 日本人社員の採用が難しい状況の中、自社で技能実習を修了し、関係性が築けている人材の中から、特定技能外国人材として受入れを開始した。
- また、日本での就労を通じて、日本語能力と技術をさらに身につけ、将来的には、インドネシア帰国後の就職に生かしてほしいと考えている。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 特定技能外国人材は、自社で技能実習2号を修了し、一度帰国した者に再来日してもらうケースに限って受け入れている。同時期に実習期間終了となる実習生の中から、本人と受入れ現場の双方の意向を確認して、是非、特定技能1号として残ってほしい人材にのみ声を掛けるためである（帰国前に声を掛けることはしない）。
- 特定技能1号として採用を決めた人材は、すでに一定程度以上の日本語能力を有しているが、採用決定から再来日までに、現地において日本語学習の機会を設けている。
- 自社グループ内の登録支援機関の提携先がインドネシアにあり、申請書類などの書類作成がスムーズに行える。



特定技能1号として  
入国時の様子

### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- ムスリムの方が多いため、礼拝場所の設置（社内2カ所）、ラマダーンや聖誕祭等特別な行事への配慮、忘年会等食事会時の食品の注意等を行っている。
- ヒジャブ（ムスリム女性が頭や体を覆う布）について、作業中に挟まれる事故を防ぐため、本人に説明して、理解を得た上で長さの規定を設けている。グローバルな事業展開、雇用を行う場合、宗教に理解を示すことは、不可欠だと考えている。
- 豊田市国際交流協会と連携し、日本語教室への参加（N2まで取得した事例がある）、各国のナショナルデー等のイベントへの参加を通じた楽器の演奏、舞踊の公演等を行っている。また、自社社員・実習生も含めた、地域のインドネシア人グループが立ち上げた団体のイベント参加・情報交換も行っている。



豊田市国際交流協会でのイベント



ラマダーン明けのお祈り

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- 技能実習時に比べて、責任ある仕事を任せられるようになりました。給与も上がり、賞与ももらっています。
- 転職はできますが、慣れている職場と地域で、仕事と生活ができる安心感から、明和工業ですっと働きたいと考えています。

## 外国人の受入状況：2021年3月現在

- 特定技能1号のベトナム人、16名を受入れ中。
- その他、技術・人文知識・国際業務が8名、技能実習生が38名、特定活動が7名（国籍は全員ベトナム）。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 技能実習の期間ではやっと生活・仕事にも慣れてきた中で帰国を控え、また新しい実習生に一から教育することになるので、現場に負担がかかった。
- 特定技能外国人材は、社内で教育した技能実習生の技能を生かし、さらに戦力として活躍してほしいという目的で受け入れている。
- 多くの技能実習生も、特定技能へ移行して長く働きたいと望んでいる。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 基本的には自社で技能実習を修了した実習生を特定技能として採用している。
- 技能実習生が特定技能に移行を希望する場合、本人の就業態度や生活状況・日本人とのコミュニケーション等を評価し、会社幹部による評価会で合格した者を特定技能として移行している。
- 特定技能への資格変更手続きは、すべて社内にて行い、登録支援機関は利用していない。



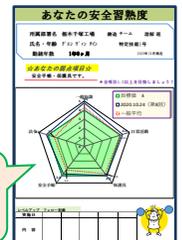
新築した外国人寮



寮生主催の実習生歓迎会

### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 日本語レベル向上のため、経験豊富なOB社員が講師となり月2回社内勉強会を行っている。また、学習のモチベーション向上のためJLPT日本語能力試験にチャレンジさせ、合格レベルに応じ賞与にプラスして支給している。
- 安全面では自社で運営している『安全体感技塾』での体感教育をはじめ、KY（危険予知）教育や会社独自で行っている安全知識の習熟度テストもベトナム語に翻訳して実施、全社で安全活動に取り組んでいる。また、安全作業手順書の翻訳も自分たちで行い、後輩実習生の指導に役立てている。
- 2019年に最先端の鋳造工場を新設し工場環境も一新され、そこで働く外国人にきれいで居心地の良い寮も新築した。その結果、特定技能に移行してもほとんどが寮での生活を希望、また、率先して寮長となり寮生の生活指導や会社とのパイプ役となってきている。



習熟度テストで安全知識を個人評価

社内のKY（危険予知）教育 安全体感技塾での体感教育

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- 実習生から特定技能になって給料が上がりました。仕事も今までより難しい仕事をさせてもらえるようになり、とてもやりがいがあります。今の目標は、もっとお金を貯めることと、日本語能力試験の2級合格です。

## 外国人の受入状況：2021年8月現在

- 特定技能1号のスリランカ人2名を受入れ中。
- その他、技能実習2号が4名、技能実習3号が4名、技術・人文知識・国際業務が4名（国籍はいずれもスリランカ）、永住者が1名（国籍は韓国）、永住者の配偶者等が1名（国籍は中国）。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 2015年より技能実習生の受入れを開始。スリランカの協力会社から、希望しかつ勤務態度の優秀な者を日本に受け入れるのが目的だった（企業単独型で技能実習を実施）。戦力として活躍してほしいという狙いもあった。
- 特定技能については、自社で技能実習3号を修了した者を受入れている。技能レベルの高い人材として引き続き活躍してくれることを期待し、在留資格を変更した。

### ▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 自社で技能実習3号を修了した者を移行対象としている。
- 技能実習生が当社に愛着を持ってくれているため、他社の実習修了生を採用するよりも、当社で5年間技能の実習を修了した者を優先的に登用しようと考えている。
- 技能実習生より給与水準が上がることもあり、特定技能として採用するには、それなりの技術やコミュニケーション能力を持った皆が納得できる人材であることが要件と考えている。

### ▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 国籍によらず全従業員が貴重な戦力であり、ストレスなく働ける環境整備が肝要と認識している。技能実習、特定技能とも個室の社員寮を安価で提供するなど、衣食住は手厚くサポートしている。
- 日本語習得と日本文化の理解も、業務効率向上のため、セカンドライフのために重要だと考え、取り組んでいる。
- 日本語教師の派遣に加え、スリランカ出身（現在は帰化）の工場長が中心となって、日本語のレッスンをやっている。
- 一人一人が日本の良さを母国に伝える親善大使になりえると思われ、日本文化の粋に触れてもらおうと、町会のお祭りで神輿を担いでもらっている。
- スリランカのお正月に日本人従業員を招いて祈祷に参加させスリランカのお節料理をふるまう、他社で就業する外国人材も含めたスリランカチーム vs. パキスタンチームのクリケットの試合に、自社の日本人従業員を助っ人に呼ぶなど、国際交流も盛り上がっている。

### ▶ 特定技能外国人材 本人の声

- 体調を崩したときに、工場長に病院に連れて行ってもらって検査を受け、日本の医療に感動しました。サポートもありがたかったです。病気になっても大丈夫だと思いました。
- 会社が契約してくれていた携帯電話の料金を、格安プランに切り替えられるように個人契約に変更してくれました。また、クレジットカードを取得できるよう尽力してもらっています。



熊野神社の祭りで神輿を堪能



スリランカのお正月



日本語レッスン